

むつ市議会第187回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成18年3月7日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

- 第1 議案第49号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第50号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第3 議案第17号 むつ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 第4 議案第18号 むつ市国民保護協議会条例
- 第5 議案第19号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例
- 第6 議案第20号 むつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例
- 第7 議案第21号 公の施設に係る管理委託制度の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第8 議案第22号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第23号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第24号 むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第25号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第26号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第27号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第28号 むつ市へき地保健福祉館条例を廃止する条例
- 第15 議案第29号 新たに生じた土地の確認について
- 第16 議案第30号 新たに生じた土地の町名について
- 第17 議案第31号 公有水面埋立てに係る意見について
- 第18 議案第32号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第19 議案第33号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第20 議案第34号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第21 議案第35号 平成17年度むつ市一般会計補正予算
- 第22 議案第36号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第23 議案第37号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算
- 第24 議案第38号 平成17年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第25 議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算
- 第26 議案第40号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第27 議案第41号 平成18年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第28 議案第42号 平成18年度むつ市介護保険特別会計予算

- 第29 議案第43号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第30 議案第44号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第31 議案第45号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第32 議案第46号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計予算
- 第33 議案第47号 平成18年度むつ市用地造成事業会計予算
- 第34 議案第48号 平成18年度むつ市水道事業会計予算
- 第35 報告第3号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 議案第49号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第50号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合同約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	4番	村	中	徹	也
5番	堺		孝	悦	6番	川	端	一	義
7番	川	下	八	十美	8番	小	林		正
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	杉	浦		洋
20番	久保	田	昌	司	21番	横	垣	成	年
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐々	木	隆	徳
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
30番	千	船		司	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	35番	赤	松		功
36番	田	澤	光	雄	38番	佐々	木		肇
39番	鎌	田	ちよ	子	40番	菊	池	広	志
41番	野	呂	泰	喜	43番	千	賀	武	由
44番	目	時	睦	男	45番	田	高	利	美
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
48番	柏	谷		均	49番	工	藤	清	四郎
50番	服	部	清	三郎	52番	杉	本	清	記
53番	慶	長	徳	造	54番	佐	藤		司
55番	牛	滝	春	夫	56番	本	間	千	佳子
57番	半	田	義	秋	58番	坪	田	智	十司
59番	斉	藤	孝	昭	60番	中	村	正	志
61番	富	岡		修	62番	川	端	澄	男
63番	宮	下	順	一郎					

欠席議員（4人）

15番	石	田	勝	弘	37番	徳			誠
42番	工	藤	直	義	51番	池	田	正	利

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理者	杉山	重一	代査委員	菊池	十田夫
総務部長	齋藤	純	総務部 調整	佐藤	忠美
企画部長	渡邊	悟	民生部長	高橋	勉
保健福祉 部長	名久井	耕一	経済部長	森	正剛
建設部長	藤井	幸男	教育部長	宮下	孝信
教委事務 員局長	新谷	加水	総務部・ 総務課	佐藤	節雄
企画部長 企次	工藤	武勝	企画部 調整	近原	芳栄
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	農委事務 局長	西山	肇
公企副総 務課長	石田	武男	企画課 部長	奥島	慎一
企画課 部長	下山	益雄	監査委員 局長	久保	恒夫
川庁舎所 内長	佐藤	吉男	大庁舎所 畑長	中嶋	康夫
脇野所 舎所長	千船	藤四郎	総務課 部長佐	濱田	賢一
総務政 務課長	中野	敬三			

事務局職員出席者

事務局 局長	藤田	修	次長	小島	昭夫
主幹	柳田	諭	庶務係 長	古川	俊子
庶務係 主任	濱村	勝義	調査係 主任	青山	諭
庶務係 主任	赤石	奈穂子	議事 係主任	葛西	信弘

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（宮下順一郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は58人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

3月2日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し出があり、同日開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

次に、3月6日市長から、むつ市地域新エネルギービジョンの基本計画をまとめた概要版及び冊子の提出がありましたので、お手元に配布してあります。

次に、けさほど市長から、今定例会に提出されております議案の一部語句に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布してあります。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

日程第1、日程第2 議案上程、提案理由説明

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議案第49号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例及び日程第2 議案第50号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減

少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についての2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第49号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、平成18年度から平成20年度までの第1号被保険者に係る保険料を定めるためのものであります。

保険料の設定に当たりましては、合併前の旧市町村間で大きな差がありましたので、これらの状況を考慮しながら、むつ市介護保険事業計画等策定委員会の審議結果を踏まえ、旧大畑町の区域については、今期に限り不均一賦課とすることといたしております。

なお、介護保険法の一部改正により新たに設けられました介護予防給付については、本年7月1日から実施することとし、また税制改正に伴う保険料の激変緩和を図るため、平成18年度及び平成19年度の保険料の特例を定めることとしております。

次に、議案第50号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。本案は、構成団体である中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合が平成18年2月26日をもって解散したことに伴い、同組合を脱退させるため、提案するものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第49号及び議案第50号については、一たん議事を中止し、後刻質疑を行います。ご了承願います。

日程第3～日程第35 議案質疑、委員会付託、一部採決

議案第17号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第3 議案第17号むつ市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) まず私は、我が会派の若い議員を通じて、質疑の中身がよくわかればいいなという事務局のお話を聞きまして、昨日の朝、1回目の質疑の項目につきまして、担当の方へ配布されるようお願いしておりましたので、明確な答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、この国民保護法に見た場合、むつ市としてはどんな役割を担うかということ、それとその役割に伴って、むつ市としての位置づけはどうなっているのか、まず最初にお伺いしたいと思います。

二つ目は、この条例の第1条の国民保護対策と緊急対処のそれぞれの法律上の対策本部をつくるための違いがあるだろうと思いますが、その違いと、またその設置をする際の流れを説明していただきたいと思います。

それから、3番目は通常の対策、災害対策本部というのが災害対策基本法に基づいてあるわけですが、今この条例に定める対策本部との根本的な違いはどんなものか、その異なる点をご説明願いたいと思います。

また、対策本部と今回設けるそれぞれの対策本部、緊急対処事態対策本部あるいは国民保護協議会があるわけですが、その連携を必要とされる場面はどんなことが予測できるのか、それをお答え願いたいと思います。

四つ目は、例えば小説「飢餓海峡」というのがございます。あれは、洞爺丸台風の際に殺人犯が仏ヶ浦に上陸して、湯野川から大湊の特定の地域に来まして、そしていろいろな事件に遭遇していくというのですが、それと同じように、今仏ヶ浦に漂着するということは容易であります。どなたの目にも触れません。釜臥山のレーダーが、トドの動きまでわかるようなレーダーであればわかるかもしれませんが、現状ではそこに着いたということとはよくわかりません。そういった意味で、もしその着いた者が法施行令第28条の1号から11号までに限るものを持って、これは例えば原子核だとか細菌とか、そういったものがあるわけですが、それが市民に危害が及ぶと仮定したときに、どのような流れで今回つくった条例による対策本部の設置が行われるのか、その流れをひとつご説明願いたいと思います。

それから、5番目は条例第5条の各部に専門部があるわけですが、専門部に配置される職員の組織体制はふだんから確立していく必要があると思うのですが、どうなりますか。治にいて乱を忘れずということわざがございますが、やはり職員の研修体制というのは私は非常に大事だと思いますけれども、そういう研修体制はどういうぐあいにしようとしているのか。

以上、まず最初に5点をお伺いしたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 柴田議員にお答えいたします。5点ほどのお尋ねであったかと思えます。まず、順を追ってご説明申し上げます。

まず、第1点目の法に見る市の役割とその位置づけはどうかということのお尋ねでございます。この法律は、法律名が若干長うございまして、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆるこれが国民保護法とされているものでございます。その保護法の第3条第2項におきまして、「地方公共団体は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等においては、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する国民の保護のための措置を総合的に推進する責務を有する」と規定してございます。市長がとるべき国民保護のための措置につきましては、もう一つ法律がございまして、これもちょっと長うございます。武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律、ちょっと法律名が長うございますので、事態対処法と略させていただきます。この第9条におきまして、「政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針を定めるものとする」となっております。この方針が定められますと、市では国民保護計画により、市の区域に係る国民の保護のための措置を実施しなければならないということになります。

この措置の事項につきましては、これも法律の第16条に5項目ほど規定してございます。一つは、警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置、もう一つは救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置、もう一つは退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置、水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置、五つ目として、武力攻撃災害

の復旧に関する措置、こうなっております。

次の2点目の国民保護対策本部あるいは緊急対処事態対策本部とのそれぞれの違いと申しますか、流れをとのお尋ねでございます。内閣総理大臣は、事態対処法に基づき国民保護対策本部を設置すべき市の指定がございまして、これは、閣議決定されなければならないこととなっております。閣議決定されたときは、県知事または市町村の長に通知するとともに、これを公示しなければならないとされております。逆に市長においても、そういう事態が生じた場合におきましては、県知事を經由しまして、内閣総理大臣にその指定を請求することもできることとなっております。

緊急対処事態対策本部は、事態対処法に基づき政府において緊急対処事態対処方針が定められ、対策本部が設置されるときは、ただちに市に対策本部を設置し、緊急対処措置の実施を推進することとしております。

3点目の通常の災害対策本部とこの条例の対策本部との根本的な違いは何かと、また連携を必要とする場合はどんなことが想定されるのかというお尋ねでございます。災害対策本部は、災害対策基本法第23条において、市の区域について災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るため、地域防災計画の定めるところにより設置されるものであります。一方、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部は、政府においてそれぞれ対処基本方針、緊急対処事態対処方針を定め、対策本部を設置したときにただちに市に対策本部を設置するものでございます。

政府が想定しているものは、4項目ほどございます。危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態、例えば原子力事業所の破壊、あるいは石油コンビナートの破壊などが考えられます。それから、多数の人が集合する施設

及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態、これは駅とか列車の破壊等が考えられます。それから、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態、これは炭疽菌やサリンなどでございます。それから、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態、これは航空機による自爆テロなどが考えられます。これに対する措置といたしましては、前の説明で申し上げましたが、5項の措置について、災害対策本部のそれぞれの部署が所属しております事項と、まずほとんど変わらない内容になってございますので、こういう事態が起きた場合、災害対策本部をこの2対策本部に移行した方がスムーズに運ぶのではないかと考えております。

4点目の施行令第28条1号から11号までの危険物があった場合どういう対応をするかとお尋ねであります。この第28条では、危険物質として劇薬、火薬類、高圧ガス、核原料物質、核燃料物質、放射性同位元素等々が挙げられております。これらの危険物の対処につきましては、一地方公共団体での対処は無理でございます。当然に専門の職員も市においては有しておりません。したがって、先ほど申し上げましたように、こういう事態が起きた場合は、県知事を経由しまして内閣総理大臣にその指定を要請いたします。当然に専門職員の派遣も要請することになります。

次の5点目の条例第5条の部に配した職員の組織体制はどうなるのかということでございます。これは、法律の中に本部長は市長が当たることになっております。その他の部員につきましては、助役、教育委員会の教育長、それから市の区域を所轄する消防長またはその指名する消防吏員、それから市長が当該市の職員のうちから任命する者、これらを充てることになっております。また、対策本部には副本部長も置きまして、この副本部長は部員の中から市長が指名することになってお

ります。部の組織につきましては、対策本部、災害対策本部、現在あるわけですがけれども、その方々をそれぞれ充てることにいたしております。

次に、職員の研修体制でございます。現在県におきましては、この国民保護計画案を内容について今国と協議中であります。平成18年度には、県が主催いたします総合防災訓練が当市において開催される予定となっております。その中で化学テロに対する訓練も実施すると伺っております。こういうこともございますので、県との連携を密に図りながら、職員の研修体制の充実を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） ちょっと議席の方から異常な雑音が多いようです。私たちは、質疑をするということは、市民に対して義務を果たすことになるわけです。やっぱり知らないことを聞くのが質疑であります。それを否定するような発言があるということは遺憾だと私は思います。議長において対処していただきたいと思います。

特にこの対策本部は、事が起きたときに対処する、むつ市にしても、日本にしても初めての試みの条例設置になるわけです。私は、体験として地下鉄サリン事件で私の娘がサリンの被害を受けたという、青森県で唯一1人だそうですけれども、私はそういう体験を持っているわけです。したがって、体験者の一人として、こういうものはやっぱりふだんの訓練なり努力が必要なわけです。そういった意味で、国から対処の本部をつくれという命令が下った時点では、既にむつ市民は被害を受けていることもあり得るわけです。先ほどの総務部長の答弁では、そういう事態のときには市長から県を通じて国に要請するということになっておるようでありましてけれども、私が危惧することは、例えば中間貯蔵施設を占拠された場合なんか

もどういう形で対処していくのかということが、これから計画をつくるうえで重要な場面になると思うのですけれども、やはり対策本部をつくったら魂を入れると、その準備をするということを私はしていかなければいけないと思うわけです。そういった意味で、訓練を行うということは当を得ていると思いますので、市長として十分職員を叱咤激励のうえで成果を上げるようお願いして質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これでは柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） 議案第17号についてお尋ねいたします。

今提案されております国民保護法は、全部で11章、条文数は195条に及ぶという膨大な法律です。したがって、私は概括的にお尋ねいたしますので、理事者側におかれましても、簡潔なご答弁をお願いいたします。柴田議員もお尋ねいたしましたので、重複する面は出てくると思いますので、よろしくお尋ねいたします。

まず第1は、地方公共団体の役割として、武力攻撃事態として武力攻撃が発生した場合とあります。それはどういう事態になった場合なのか、具体的にお答えください。

第2は、武力攻撃予測事態というふうに法律はなっています。どのような予測の段階から自治体が行動することになるのか、まずこの2点についてお尋ねいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

先ほどの柴田議員にお答えした部分と重複するわけではありますが、この想定部分はいくまで政府が想定しているものでございます。先ほど申し上げましたように、先ほど4項目ほど申し上げまし

た。原子力事業所等への破壊、石油コンビナート等への破壊、それからターミナル駅や列車等への破壊、炭疽菌やサリンなどの大量散布等、それから航空機による自爆テロ等、国はこういうものを想定してございます。市といたしましても、国が想定しているもの以外はないと理解しておりますので、議論につきましては、これで尽きるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 総務部長が答弁されましたけれども、そうだと思うのです。想定なわけですから、どこからミサイルが飛んでくるかだれもわからない、どこでテロが発生するかだれもわからない。今総務部長が言ったように、武力攻撃事態の想定に関する事項というものがあまして、4点ほど言われましたけれども、ありました。上陸侵攻の場合、大平に敵が上陸するかどうか、だれもわからない。川内の港に上陸すること、これもだれもわからない。ゲリラや特殊部隊、どこから攻撃するのか、だれもわからない。弾道ミサイル攻撃の場合、どこの国からこのむつ市に飛んでくるのか、これもわからない。航空攻撃、これもわからない。わからないわけです。ですから、総務部長が言われたような答弁しかできないのです。しかし、できないけれども、国ではつくれと言って今押しつけているわけです、自治体に。ですから、国の計画に従うよりもほかはないという答弁に尽きると思うのです。これは、そういうあいまいな議案だと、まずこの点を指摘しておきたいと思っております。

そこで確認しておきたいと思っておりますけれども、今言ったように、市が計画を仮につくったとしても、これは後で述べるつもりですけれども、米軍が、アメリカ軍がどういう行動をとるのかによって全部違ってくるということを、国会でもやりと

りを見ていると言っておりますし、県でもそういう答弁がされております。したがって、仮につくったとしても、それはどういう事態がどういう形で展開されるのかというのは、これもまた計画をつくったとしても、その計画が結局机上のままに終わるといっておそれは、これは大なわけです。特に平時、有事を問わず、国民、市民にとっては、いわゆる軍事事項というのは機密事項ですから、市民にそういう計画を押しつけても、押しつけようとしても、こっちはさっぱり教えてもらえない、わからないという事態になると思うのです。そういう流れでありますから、私はこの計画自体というものが極めてあいまいだし、市の当局さえどうなるのかというのはわからない、そういう性格の議案ではないのかなというふうに思っております。

それから、この国民保護計画は、非常に一部で誤解をされているようでありますけれども、何か災害救助における住民避難的なもののように思われているという面がございます。しかし、そうではなくて地方自治体に担わされているというのは、このアメリカの戦争の従軍命令、または国民、市民の土地、建物の強制収用、物質の強制収用が盛り込まれているわけです。

○議長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員、発言中でございますけれども、この条例の議案ということだけに絞っての質疑にとどめていただければと思います。ご協力お願いいたします。

○22番（工藤孝夫） そういう土地の収用だとか、そういうものができるということになっております。これは、いわゆる現憲法からいってみれば、明らかに市民へのじゅうりんになるわけです。この辺を市としてはどういうふうに考えているのか、そういうことも計画の中に盛り込もうとしているのか、この点もお尋ねしておきたいというふうに思います。

それからまた、先ほど総務部長が言われました、法では国等による原子炉、放射性物質及び危険物質を取り扱う者に対する措置命令というものをうたっています。危険防止のための措置命令に違反した者への罰則規定もございます。原子力関連施設の立地が我がむつ市では進んでいるわけですから、下北でも、非常に大きな問題を抱えるということになるわけですが、この市民をそういうことから守るためにはどういう計画がなされるのか、こういうものを考えておりましたらお答え願いたいというふうに思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） この条例は、あくまでも条例法定主義の原則に基づいて条例を提案申し上げているわけでありまして、法律の方でこのようなことをしなければならぬという方針を定めている、それを受けるという形の提案を申し上げているわけでありまして、米軍との関係だけを強調されましたけれども、法律の方では自衛隊、警察、消防、そして地方自治体と、こういう連携をなさすという法体系になっております。もちろん日米安保条約というのがあります、お互いの位置を協定し合っているわけでありまして、無関係とは申しませんが、主として自衛隊が国民を守るための力を発揮する、そのサポートをするのが警察であり、消防であり、地方自治体であるのご理解をいただきたいと思うのであります。

一つの例え話を申し上げますと、かつては人命救助を自衛隊に依頼する場合、必ず都道府県知事を経由しなければ自衛隊は出動してもらえませんでした。それでは人命救助等の役割を十二分に果たしてもらえないということで、市町村長が直接自衛隊に要請した場合、事後に都道府県知事に連絡をすれば済むというふうに取り扱いが緩やかになってきているということもあります。この法律をつくる理由は、あくまでも地方自治体が地域住

民の生命、財産等を守るための緊急措置として、例えば土地の収用を瞬時に行う、あるいは必要である物資をほかに高価で売ったりしないような措置をさせるために自治体がいちいち買占めてしまう、こういう内容も含んでいるわけでございまして、基本的にあくまでも地域住民の生命、財産等を保護するという究極のテーマを抱えているわけであります。そのために、繰り返しになって恐縮ですが、自衛隊が出動するような事態、自衛隊が持っているようなさまざまな防災機能を駆使する方法等をサポートしていく、それに警察力が加わる、当然のことながら消防力を十分に使わなければならない、こういう作業の中に自治体が地元の利を十二分に発揮する、これが法律全体のつくり方であります。

そして、国はこの法律を制定するために随分長い時間をかけて検討を加えてきておる。与党、野党を問わず、いろんな角度からの議論もなされてきております。そして、最終的に成案を得て法律が成立しておるということでありますから、私ども地方自治体がそれを受けて条例を提案申し上げるといふ背景をもご理解いただければと思いません。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 見解は一致できないと思うのです。今市長が災害に触れられましたけれども、例えば外部からの万一の不当な侵略があった場合だとか、大震災だとか大規模災害のときに、政府あるいは自治体が国民の保護に当たるということは、これは当然のことなのです。そして、これは新たな法律をつくらなくても、現法律の中でこれではできるといふふうには私に思います。今国で定めているこの法律は、有事における国民保護計画ということで、災害救助における住民避難計画というものとは根本的に違っていると。第1は、米軍と、先ほど言った自衛隊の軍事行動を最優先

すると、国民動員計画だということなのです。ですから、現に国会でのやりとりを見ましても、災害は地方が主導するというのだけれども、しかし有事ということになれば国が主導するのだということですから、勢い市がそういう計画をつくっても、果たしてそういう事態が生じた場合そのとおりに行くかということになりますと、そうはいかないということになるかと思えます。そういう点で、市が提案しているこの議案は、いわゆる戦争動員計画だといふふうには私は受けとめております。そういう点で、まず憲法を守るという立場にぜひ市長は立つべきだし、私は合併して最初の一般質問のときの第1回目の項目で、市長に対して憲法をどういふふうにとらえているのかという立場から聞きましたけれども、それは行政、立法を問わず、まずその首長の姿勢というものがすべての市民生活の分野に及ぶと、平和の問題でも、生命、財産の問題でも、そういう立場からお聞きしたわけですから、ぜひそういう立場に立って、市民の平和、安全を守る立場に立っていただきたいということを強く要望して質疑を終わりたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第17号について質疑をさせていただきます。私は2点ほどであります。

まず、この国民保護法というのは、私の前に2人ほどいろいろ質疑をしまして、それなりに中身がわかるものであったかとは思いますが、これは本当に市民一人一人にかかわる、赤ちゃんからお年寄りまで網がかかるというふうな大変重要な法律で、それを受けた条文でありますので、これについて我々議員も今のところは余りよくわからないということもあります。先ほど総務部長から

簡単に説明を受けたので、その説明は省きたいとは思いますが、今後ともこういう市民一人一人にかかわる法律、条文でありますので、何かこれからいろんな国民保護法なるものについて知らせるといふか、そういう考えがあって提案したのかどうかというのをまず1点お聞きしたいと。

もう一点は、この条例、各自治体でつくる条例というの、いつまでつくりなさいとは特に決めてはいないというふうに私は記憶しているのですが、まずこの2点について、2点目は今なぜ早急にこういうふうに提案したのかと、国の方ではいつまでつくりなさいというの、特に決めてはいないという点で、そこら辺の絡みで、この2点よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 今回提案いたしました条例につきましては、この法律の趣旨に基づいて提案いたしましたものでございます。法律の中にこういう本部、二つの本部を制定しなさいということが条文の中にございますので、それを受けての提案でございます。

それから、つくる期限はあるのかとのお尋ねでございます。これにつきましては、期限はございません。しかしながら、武力攻撃事態となった場合については、早急に設置しなければなりません。そうなりますと、有事の場合、そういうものが起きてからの設置になりますと、後手後手に回ってしまいます。そのために有事の場合の対応として今回提案いたしましたものでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） まず第1点目は、国の方でつくったからこちらでもつくるというふうな答弁で、今後一人一人にかかわる重要な条例ですので、どうするかというのを、市民にもそれなりにきちっと開示して説明するという機会を設けるのかど

うかという答弁はちょっとなかったのでありますが、そこら辺ももう少しお尋ねしたいのです。それで第2点目で、いつまでつくるというのは特にないというのは、総務部長もお認めになりました。私は、やはりここでお聞きしたいのが、東京都に国立市というところがあるのですが、ここの上原市長は2005年度は条例は提案していないそうあります。ここの市では、総合防災計画を作成して、その中で有事の対応も検討するというふうな市長の姿勢だそうあります。ここにやはり国の言いなりで行政を行う市長か、それともそれなりの憲法というものを見据えて、これをどう自治体で実現する立場に立つ市長かということで、ここで明らかに違いが出ているということでもあります。

そういう意味で、市長にお聞きしたいのですが、国立市の上原市長は、単純に国が言ったことを、はい、わかりましたと言って条例をつくってはいない。こういう市長もあるという点で、憲法に対する見方というのがやっぱり違うのではないかなというふうに思っていて、今の日本の憲法というのは平和憲法ということで、国際的な紛争は、もう話し合いで解決するというふうな立場であります。ところが、こういう国民保護法は、もう完全に相手が攻めてくるという前提に立った法律ですから、全く憲法の本質とは反するという点で、この点ではやはり市長自身の立場というの、どちらの方に立ってこの条例を提案しようとしているのか、そこら辺をちょっと確認させていただきま

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 国立市の市長は、横垣議員と発想を同じくする方だと伺っておりますので、そのような考え方の方もいらっしゃることは国民の権利でありますから、憲法を守る立場からそういうことをなさってもよろしいと思います。でも、これは法律全体があくまでもテロということの前

提としておりますし、もう一つはアジアの国が持っている脅威、これに対して無防備でいいのかという、そういう考え方も含まれていることは否定できないと思います。テポドンなどというものは、いつ飛んでくるかわからない。私は、中国建国50周年に国賓として呼ばれて行ってきました。天安門広場で軍事パレードを見ました。軍事パレード5万人、観客5,000人。東洋で最大の長距離弾道弾を見せてもらいました。そういう状況が国際的にある、緊張が高まっている要素が非常に強くなっている。憲法でこれを守れますか。我が国の憲法は、世界で一番いい憲法だという評価を受けております。これは、特に前文の部分がそう言われているわけです。第9条に関しても、第2項についてそう言われている。それだけで憲法をこうつくってあるから攻めてこないでくれということをお話し合えますか。今の各国のいろいろな国の間で起きている紛争が、そういう理念だけで国民の安全を守るということが実現できる状況にない方が多いでしょう。私は、国民を守るために憲法はあるという考え方に立ちます。ですから、市民を守るという立場でこの条例を提案申し上げているところでありますので、ご理解を願います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） ただいまの市長の答弁で、大変市長の基本的な考え方をわかったように思います。結局今の日本の平和憲法というものが、これはやっぱり日本が戦後60年間全然国際紛争がなかった、そういう大きな意味を持つ平和憲法だったという立場にはほとんど立たなくて、大変危ういものだから、やっぱりそれなりの準備をしなくては行けないと、そういう立場に立っているというふうな、世界が今平和の方向に行っているという大きな流れに沿った発想ではないという立場の答弁をもらったということで、やはりそういう立場は今後世界の大きな流れには沿わないということ

を指摘し、最後の意見として終わりたいと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第18号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第4 議案第18号 むつ市国民保護協議会条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 私の質疑は、憲法のことはよくわかりませんので、その部分は触れません。

まず、この条例による国民保護協議会なるものですが、非常に重要な役割を担っておるようであります。ただ、この国民保護協議会と、既に設置されております防災会議との関係はどうなるのか。連携とか協議などの考え方があればお答えいただきたいと思います。

それから、条例によりますと、第2条で30人以内の定数ということになっておりますが、この定数の内容はどういうぐあいになるのか。特に一般市民の中からも選任の対象になっているのかどうかお伺いします。

それから、広域消防を担っておりまして、広域消防の消防長が選ばれると思うのですが、消防団の事務をむつ市は広域消防に事務委託をいたしております。そういった意味で、この防災会議の会長の代理は、職務上からいって助役ができると思いますけれども、消防関係や広域消防事務組合、

この場合は市長が兼務されているわけですが、代理は副管理者になっているわけですから、その関係の調整はどのようになるのか、そしてそういった人たちが委員に入ってこれるのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それから、協議会の性格からして、私は本来なら国民を守るためのものですから、全会一致が基本になるべきだと思うわけです。ところが、この会議の4条の3項の規定によりますと、過半数の議決となっておりますが、なぜ全会一致がとれないのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、この協議会に諮られる市の国民保護計画策定のスケジュールは、今後どういう流れを持っておられるのか伺いたいと思います。

最後は、この審議会では法第40条4項8号の定めによって、中間貯蔵施設などが仮に武装占拠された場合の審議、十分な議論ができる委員や専門委員をどのように確保するお考えでありますか。委員の任命は、法規上は市長の専属権限となっておりますが、これらの重要な委員の任命に当たっては、少なくとも議会と事前にご協議をいただくのが私は大事ではないかと思うわけですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

以上、6点についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。6点ほどのお尋ねでございました。

まず、1点目の防災会議との関係、それから連携協議はどう考えているのかとお尋ねでございます。防災会議につきましては、災害対策基本法に基づき設置されるものでありまして、市の防災対策、措置におけるいわば最高の機関でございます。一方、国民保護協議会は、武力攻撃事態等に関してのみの意見を述べると、こういう成果がございます。委員の多くは、両方の組織とかなり重複するものがございます。そうなりますと、この

国民保護協議会、あるいは防災会議を同日開催することも視野に入れなければならないのかなと思っております。両者におきましては、連携、協議など、そういう場面はちょっと想定しにくいのでありますけれども、防災会議への報告義務等も出てまいりますので、密接に対応してまいりたいと考えております。

次に、委員の30人以内の構成ということでございます。これは、法律におきまして、会長は市長が担うことになっております。そのほかの委員につきましては、法の第40条で1号から8号まで規定してございます。1号は、当該市町村の区域を所轄する指定地方行政機関の職員、こうなりますと、恐らく下北森林管理署長、あるいはむつ公共職業安定所長などが該当するのではないかと思っております。

2として、自衛隊に所属するもの、これにつきましては、防衛庁長官の同意が必要でございます。その同意を得まして、海上自衛隊あるいは陸上自衛隊、航空自衛隊、こういう職員の委任になるかと思っております。

3番目は、当該市町村の属する都道府県の職員となりますので、下北管内には県土整備事務所長あるいは保健所長、あるいは下北地方農林水産事務所長、それから警察署長などがこの中に入っております。

4番目として、当該市町村の助役、これは当然にうちの助役でございます。

それから、5番目として当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を所轄する消防長、またはその指名する消防吏員となっておりますので、法律はこうなっておりますので、教育長は当然に委員に入っております。それから、下北地域広域行政事務組合につきましては、消防長も入っております。

6番目として、当該市町村の職員、これにつき

ましては各部長、それから各分庁舎の所長が恐らく委員の中に入ってこようかと思えます。

7番目としまして、当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関または指定地方公共機関の役員、または職員となっております。となりますと、東北電力の営業所長、あるいは日本原子力研究所むつ事業所長、それから郵便局長等々が入ってこようかと思えます。

それから、8番目として国民の保護のための措置に関し、知識または経験を有する者、これがございませう。現在のところ、県の消防協会むつ下北支部長、それからボランティア連絡協議会もございませうので、その会長などがこの中に入ってくるのかなと思っております。

次に、一般市民は選任の対象になるのかというお尋ねでございます。国民の保護の措置に関し、知識または経験を有する者の中に、当然この一般市民が含まれてくるものと思っております。想定されますものは、町内会役員、消防団員、あるいは議員の皆様もこの中に入ってこようかと思えます。

それから、3点目の事務委託しておる消防団関係者、あるいは下北地域広域行政事務組合の代表副管理者等は委員に入るのかというお尋ねでございます。委員の要件としましては、先ほど8号ほど申し上げました。消防団員につきましては、非常勤の特別職という位置づけでございます。したがって、先ほど申し上げました6号にも該当してまいります。当然に8号の国民の保護のための措置に関し、知識または経験を有する、この中にも消防団が該当するものと理解いたしております。そうなりますので、委員として任命することは可能と理解いたしております。

それから、下北地域広域行政事務組合の職員につきましては、先ほど申し上げましたように、市の区域を所轄する消防長またはその指名する消防

吏員と規定しておりますので、現在のところ消防長の任命を考えております。

次、4点目、協議会の性格から、全会一致が原則ではないかとお尋ねでございます。この国民保護協議会は、市長の諮問に応じて市の区域にかかわる国民の保護のための措置に関する重要な事項を審査するものでございませう。この保護計画の内容につきましては、先ほど申し上げましたけれども、35条におきまして、5項目ほど掲げております。市民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項、それから国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに国民の保護のための措置に関する事項、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項、計画の中にはこれらのことがすべて網羅されることとなります。

この計画の策定に当たりましては、県知事との協議があらかじめ必要となります。当然にこれが策定されますと、議会に報告いたします。さらに、それを受けまして、公表もいたします。こういう流れになります。この計画は、広範にわたるため、恐らく委員の中では意見の相違が当然出てまいります。そうなりますと、なかなか意見の集約ができない場面も出てまいります。そうなりますと、どうしても過半数で決しなければならぬ場面も出てこようかと思えますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、国民保護計画のスケジュールとお尋ねでございます。これにおきましては、昨年3月に国におきまして、国民の保護に関する基本指針が策定されています。県におきましては、同じく昨年の12月に青森県国民保護計画を策定しておりますが、この計画案につきましては、現在総務大臣を経由して内閣総理大臣と協議中と伺っております。市におきましては、この計画の公表を待

って、この計画に基づき市の国民保護計画を策定することになります。したがって、できれば平成18年度中にはこの計画を策定してまいりたいと考えております。

次の中間貯蔵施設にかかわる問題でございます。これにつきましても、先ほど来申し上げておりますけれども、法第40条第4項第8号の委員は、国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者を委員と任命すると規定してございます。市といたしましては、先ほど来申し上げておりますけれども、県消防協会むつ下北支部長、あるいはボランティア連絡協議会会長などを想定しておりますけれども、場合によりましては学識経験者、先ほど言った消防団、あるいは海上保安庁の職員、さまざまな方が想定されております。現在私が考えている段階では、このような方々を委員に任命したいと考えておりますけれども、柴田議員、何か妙案があれば教えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 1番から5番までは大体流れとして答弁がよくできたと評価しております。ただ、県の防災計画がむつ市で行われるわけですから、国の保護計画策定のスケジュール、平成18年度と言わず急いだ形で想定することも加えて、早目に策定するというを私は考えた方がいいのではないかと考えています。

そこで、6号ですが、実は消防団の場合、現在連合消防団長というのがございます。これは、事実上連絡調整役というような形で合併の遺産としてできたわけですが、現実には消防団の組織を動かすのは消防団長になっているわけです。制度的に見ると、私はこの国民保護法なり今後の災害対策において、この連合消防団長の役割というのはどうなっていくのかという心配もしているわけです。ですから、この国民保護協議会にも、そ

の連合消防団長も委員として加えていくのかどうかということも大事なことはないかと思っております。その辺お答えいただきたいと思いません。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ただいまご審議いただいている条例案は、これは基本的には防災計画というのを持っておるわけです。我々は、一般的な天災等による防災計画、それから原子力防災計画、二つ持っています。ただし、テロ等によるものについては、今ご審議を願っているわけでありまして、しかしこれは緊急事態が発生する前に事前にこういうことにしていこうではないかという訓練等を行うための準備も含まれるわけでありまして、そのためのご審議をいただく協議会の構成をどうするかということをご検討いただくわけでありまして、消防団に関しては、団長の会議の中でだれを出してやるかということをご相談いただく場合もまた考えておけばよろしいのかなという思いがありますので、そのようにご理解願いたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、22番工藤孝夫議員。

（22番 工藤孝夫議員登壇）

○22番（工藤孝夫） まず、この協議会の策定に当たって、自衛隊、警察官、消防職員が加わるという答弁でしたが、いわゆる危機管理官と言われる者、そういうものを置くのかどうか、これが1点です。

2点目は、計画の策定については、国・県の間では協議するけれども、議会に対しては報告でよいという理解になっているというふうに私は思っておりますけれども、だとすれば、報告の過程でどういう協議がされているのかということが肝心の市民も、また議会も知ることはできないとい

うことになるわけです。これは非常に問題がある。そういうことで、協議の中身というのは公表、報告されるのかされないのか、ここを確認を含めてお聞きいたします。されるとしたら、そのスケジュール、これを示していただきたいというふうに思いますけれども、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

まず、この審議会の議事内容といいますが、そういうものにつきましては、ホームページ等々で公表したいと考えております。スケジュールにつきましては、先ほど来計画につきましては平成18年度中に策定するというので答弁申し上げますので、その中でスケジュールも変わってまいりますので、ここで早急にどういうスケジュールになりますという答弁はちょっとできかねますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、危機管理官の件がございました。平成18年度の組織の中で、まだ決定はしておりませんが、防災業務の充実を図ることにいたしまして、新たに課を設置することにしております。その中で対応してまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 22番。

○22番（工藤孝夫） 総務部長、せっかくホームページ等での公表をしたいという答弁でありますので、市議会に報告するということは考えておりませんか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

この計画につきましては、議会に報告いたしますので、その段階でご議論いただければよろしいかと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の質疑

を終わります。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第19号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第5 議案第19号 むつ市大畑町水産物簡易加工処理施設条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。14番澤藤一雄議員。

（14番 澤藤一雄議員登壇）

○14番（澤藤一雄） 議案第19号は、水産物簡易加工処理施設条例の改正案であります。質疑をさせていただきます。

この施設の設置目的は、地域水産特産物を加工し、地場産業の活性化を図ることであり、言い換えれば水産物に付加価値をつけて漁業者の経営を安定させ、地場産業全体を活性化するための施設であります。この施設は、これまで利用度が余り高くないのが現状であります。漁業者の皆さんに気軽に利用していただいてこそ所期の目的が達成されるものだと思います。そういう意味合いから、次の2点についてお尋ねいたします。

指定管理者制度移行に当たっての今後の方針について。いま一つは、地域水産特産物とは特定のものを目指すのか、あるいはまた広く水産物全般を目指すのか。以上、2点についてお伺いします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（森 正剛） お答えいたします。

澤藤議員ご発言のとおり、この施設は水産加工製品の研究開発、水産加工製品の生産技術等の研修を目的に設置されております。現在の利用状況でございますけれども、大畑漁協においてはもみじいか、イカ墨、漁協関連団体であります国際漁業生産部におきましては、海峡サーモンの加工品をつくっております、漁協以外では1社にしか利用されていない状況でございます。これまでも施設の概要、施設の目的、あるいは施設利用に関しまして、漁協の方で関係者を中心にしながらPRをしてきた経緯がございますが、ご発言のとおり、利用状況は芳しいものではございません。それで、この指定管理者制度移行により、さらに施設のPRをしてもらいながら、施設の有効活用を図れるよう創意と工夫、あるいは魅力ある施設活用を提案した内容の業務計画の提出を願っているものでございます。この施設から下北発のブランド製品が出てくることを期待しているものでございます。

それから、2番目の地域水産特産物は特定されたものであるか、いわゆる何かということがございますけれども、一般的な、これが地域水産特産物というものの定義はないと理解しております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） なかなか今までの流れがありますので、大変であろうとは思いますが、ぜひ指定管理者に移行するというこの機会をとらえて、よく協議をされて、所期の目的が達成されるような運用をしていただきますようお願いを申し上げまして、終わります。

○議長（宮下順一郎） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第20号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 議案第20号 むつ市大畑町水産物鮮度保持施設条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第21号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第7 議案第21号 公の施設に係る管理委託制度の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 実は、この議案の質疑に入りますけれども、指定管理者制度につきまして、現況の中で、実は議長から了解を得まして、この資料を議場で公開することをひとつご了解いただきたいと思っております。

それでは、質疑に入ります。まず一つ目は、この条例の中身をずっと見ていきますと、指定管理者制度を導入するのか、あるいは直営で行うのか、今後判別する作業の段階として、そういったものをいつごろ行う予定にしているのか、まず第1点でお伺いしたいと思います。

それから、第2点目は、議会としても所管の常任委員会事務調査、直営で行うのか、指定管理者制度の民で行うのかということの厳しく選択をしていく調査をしていかなければならないと私は考

えております。各施設の現状をそれぞれ所管の委員会から議長を通じて要請があれば、その現状が事務当局から提出できる状況にあるのか伺いたいと思います。特に指定管理者制度の導入については、むつ市行政改革審議会の会長から市長あての文書によりまして、第1点目の市が担うべき役割への重点化について、特に として指定管理者制度の導入が住民サービスの低下とならないよう十分監視していただきたいという意見が出ております。そういった意味でお伺いしたいと思います。

それから、この指定管理者制度の現状はどうなっているのか、その事例を再質疑のとき申し上げたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

今回提案申し上げております条例につきましては、条文の中に必要があるときは公共団体に委託できると規定しているのが多々ございます。しかしながら、現に委託していない施設、あるいは委託先を指定して、条例の中に明記して、現に委託してある施設もございます。この指定管理者制度につきましてはの直営か、この制度に移行するか、この二者択一の選択時期が9月と迫っております。したがって、これら出してあります公の施設につきましては、まず直営に戻します。そして、今年度中、平成18年度中に指定管理者制度を導入するかどうか、その方向づけをしてまいります。したがって、この指定管理者制度に移行するとなりますと、条例案を議会に提出いたしまして、審議していただくこととなります。

次に、資料の提出の件でございます。公の施設を管理している関係部署につきましては、当然に施設の現状を分析しているはずでございます。したがって、多少の時間を要する部署もあるかと思いますが、資料の提出は可能でございます。議長の方から申し出がありますと、資料

の提出につきましては準備したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 第1点目についても、平成18年度中に方向づけをしたいと、その条例提案をする前にやはり議会等の事前協議が大事ではないかなと、こう思いますので、そのような方向をとっていただきたいと、こう思います。資料につきましては、了解しました。

そこで、先ほど議長から了解いただきましたこのチラシであります。皆さんごらんになった方もいらっしゃるかと思えます。

実は、昨日の新聞折り込みで配布になったわけでありまして。これは、ウェルネスパークに関するチラシなわけですが、このチラシを見る限りにおいては、あたかも会員でなければこの施設が利用できないというような記事の仕方をしてあります。この大きさは、新聞のちょうど1ページ分の裏表になります。どこにもむつ市から指定管理者制度を受けたという表示もなければ、ウェルネスパークという形で書いてありますけれども、そしてこういう書き方、わずかにここにこういう書き方をしております。「会員様以外でも、都度利用料により施設をご利用になれます」という書き方です。全く市民を無視していませんか。そういった意味で、指定管理者に対して制度を、やはり市民に自らも示すと同時に、それぞれの指定管理者の自由度に応じてやりますからというようなことならわかりますけれども、本当にこれ両面のチラシで、しかもどこにも書いておりません。会員様以外という言葉でむつ市民が表現されるわけですね。私は、指定管理者制度に、この制度には賛成しました。しかし、このようなやり方で指定管理者制度をやるのであれば、市民からの税金で事務委託費がかなり出るわけですね、3年間にわたって。このチラシ代も含まれているかもしれま

せん。こういうような指定管理者のあり方では、私は協定がどうなっているかわかりませんが、やはり問題があろうかと思えます。その点、突然ですけれども、当局のお答えをいただきたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 指定管理者を受けた団体などが本来の条例の趣旨に沿わない場合には、注意から始まって取り消しまでいきます。そういう拘束がされているわけでありますから、ご指摘の点を十分検討し、受けております指定管理者と協議、あるいは一つの手法としてもう一種類新しいチラシをつくらせるという方法もあろうかと思えますので、その辺は誤解を招かないような措置をとってもらうように協議をしたいと思えます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） やはりよしとして私たちも指定管理者制度に賛成して、民間サイドの活躍に期待を寄せたわけですけれども、最初にこういうチラシでは、私は本当に残念だなと、こう思えます。やはり十分今後市長部局で施設側とも協議をしながら配慮をしていただきたいと要望して終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第21号に対して、1点だけお尋ねさせていただきます。

この議案の第4条にむつ市コミュニティセンター条例の一部を改正するとありまして、むつ市のコミュニティセンターは、大曲コミュニティセンターと海老川コミュニティセンターがありまして、今現在このコミュニティセンターは各町内会、大曲町内会とか海老川町内会連絡協議会というところで管理をしておりまして、申し込みをする場

合は、それぞれの町内会の方に連絡をとって使用できるというふうになっております。これがこの条例によって委託が廃止されて直営になるということに当たって、それではこの町内会の方に電話をしても、今度はもうかかわりないよというふうになるのか、市民がコミュニティセンターを利用するに当たって、何か混乱があるのではないかなというのをちょっと心配しておりますので、そこら辺の答弁、よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

ただいまの、このコミュニティセンターでございますが、大曲と海老川の2カ所がございます。ただ、特に海老川の場合は、最初から管理をどうやっていくかというのを考えてから設計していただいたと。設計からすべて、例えば電話の対応から、どこにどういう電話をつけていくか、今携帯電話での受け付けもやっていますけれども、どこにいても受け付けできると。極端なことを言いますと、東京にいても受け付けできる、夜の12時でも可能と、そういった形での受け付け、使いやすい形、どうやったらいいかというのを考えながら設計し、つくってきたという経緯がございました。それで、今年間700件以上の利用件数がございすけれども、ほかと比べれば本当に全く比較にならないぐらい大きな件数でございます。これを例えば指定管理者制度を適用しまして、今より使いやすい形にできるかということ、それから経費を今より安くできるかというようなことを考えますと非常に難しいような状態です。ましてや経費の問題を見ますと、金のやりとり、使用料、そういったものを申請して、伝票のやりとりやりますけれども、それすらもなくするため、1枚でも伝票のやりとりを少なくする、そういったことをやるのにはどうやったらいいかと、そこまでも考えての設置でございます。だから、ほとんどあそこに

は管理人がいない場合もございます。そういったことを考えますと、指定管理者での管理というのは非常に難しい。でも、直営ということになりますと、また毎日いなければならないということでもまた問題がございます。いろいろ考えますと、どうやったらいいかというのは、本当に根本的な最もいい方法というのはなかなか見つからない状態です。ただ、現実には今の形で全く支障がないような形で、結局今実際受け付けするのは何十分かというようなことですので、具体的にはその時間単位で町内会の方々を1人雇うというような形をとって、今のまま続けられるような方法がないかということで考えておりますので、実際利用者の方には全く支障ない形で何とかやりたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長(宮下順一郎) これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第8 議案第22号

むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 私は、質疑に当たって、まず市長が喜んでいいのか、悲しんでいいのか、そういう質疑になるかと思っております。

まず第1点は、なぜ特例の条例で改正しようとするのか。特に期限の延長をしまして、平成19年3月31日までとする期限付きの改正であります。私は、改正するならば、基本条例をまず改正すべきであると思っているわけです。特例にしている理由は何でしょうか。

二つ目は、今回で合併後3度目の減額提案であります。一般的にパフォーマンスだろうとおっしゃる市民の方もいます。いやいや、そうではない、赤字で悩む市長が血のにじむような決断をしているのだと私は話しますが、市民は釈然としないようであります。85万円の25%減では63万7,500円と低過ぎませんか、市長。他の市の例を見てもわかると思っております。八戸市は、大きい市ですけれども、百十何万円の10%減ですから問題になりません。他の新しくできた市よりも、既存の市よりも、むつ市長の給料は極端に低いです。このことは、自明の理であります。

ちなみに、細かい計算ですけれども、24時間市長が実働という実態を365日で割りますと、どうなると思いませんか。63万7,500円になりますと、1時間873円です。市長、どうですか。それから、仮に85万円で計算しましても1,164円です。市場の賃金から見ても、市長の職責から見ても、私は低過ぎると思っております。改めて考える余地はございませんか、お伺いします。

それから、三つ目は、この改正を過去3度もや

っておりますけれども、85万円です。よろしいですよと決めた特別職報酬等審議会の意見が市長の私意によって諮問されず減額されています。このことは、私は特別職報酬等審議会の意向を無視するのではないかと。市民の代表で選ばれた審議会の委員の人たちが、そういう形で諮問したものを、一見とらえ方からすれば、赤字ですから、市長自ら懲罰みたいに減らしているのだという受けとめ方をする方もいるかもしれません。しかし、正常ではありません。やはりきちっと支払って市長にもっと働いていただくと、中間貯蔵施設のように。そして、中間貯蔵施設のお金も入りました。その中には、市長に対する給料も下げないように配慮されているのではないかと私は推察しますが、その辺のところを特別職報酬等審議会に諮らない理由をお答えいただきたいと思います。まず、お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議案第22号の市長、助役、収入役及び公営企業管理者の給与の特例を設けた理由は、その後に予測されていた職員一般の給料、賃金等の削減策をお願いするのに、まず隗から始めていなければ、これはもうお願いできないことだろうという思いがありまして、審議会の委員のお考えはそれなりに市長としての立場、市長としての仕事といったようなものに対して敬意をあらわしていただいておりますが、その意向を無視したような形で勝手に決まてしまったという思いは決してなしとはしないところでありますけれども、私どもの意のあるところを4者で協議をして、こういう形にしようではないかと相談をして決めたものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、選挙戦、この間に2回やっているわけですが、選挙で私以外の人が当選してくれば、下げの理由が、私が勝手にお願いして条例改正しても

らっているわけですから、それを新たに当選した方にまで押しつけるということではできないだろうということで、一たんもとに戻した状況をつくったりしておるところでございますので、そのような手順をご理解いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 市長は、かなり遠慮をなさっていると思います。私は、やはり職責に応じた給与、特に三役、管理者などは我々議員と違って報酬ではありません、給与です。生活給を担っているわけでありますから、本当に63万7,500円という金額が適切なのかどうかといえば、私は適切ではないと、こう判断しているわけです。市長の事情がそういったことで、4者でご協議なさって決めただけのご理解をということですから、理解はしたいですけれども、私は基本的には反対であることを申し述べて質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、17番杉浦守彦議員。

（17番 杉浦守彦議員登壇）

○17番（杉浦守彦） 同僚議員が同じ質疑をしましたので、私も重複するかもしれませんが、市長におかれましては、重複の点は省略してもよろしいので、ひとつよろしくお願いいたします。

議案第22号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてお尋ねいたします。この条例案は、いわゆる市の五役の給料月額を平成19年3月までの減額というものですが、平成17年3月14日の1市2町1村の合併から1年を迎えている今日、中間貯蔵施設が決まったとはいえ、非常に厳しい財政運営が強いられている現状での市長自らのけじめとされていることと思われれます。合併に当たり在任特例として残った我々議員が何の痛みもないということでは、果たして市民の皆様のご理解が得られるでしょうか。市の

五役と、家族を養うために働いている市職員の給料を減額して財政改革に努力をしているのに、今までの行政施策を容認してきた責任のある、生業を持ちながら議員をやっている我々が報酬を減額しないのでは片手落ちではないかと思いますが、この点について市長のご見解を……

○議長(宮下順一郎) 杉浦守彦議員、ただいまの議案は市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例でございますので、議題外にわたらないように質疑をしていただければと思います。

○17番(杉浦守彦) 我々は、前にも旧脇野沢村でそういうことに対して言われたのですけれども、村長が下げて、あなたたちは何で下げないのかと、住民からいろんな苦情を言われたことがあるのです。そういう点から考えて、やはり片手落ちという、また一つ議員としての認識が必要かと思えますので、そこら辺のところもご理解願えればと思います。

また、市長は今年の御用始めに当たり、昨年4月の人事異動は前村長の意見を聞いて、今年度は自分の考えで組織づくりをすると訓辞しておりますが、各庁舎の現状はどのように認識しておるのか。これ違いますけれども、給料の削減は、財政が厳しいということをやはり……

○議長(宮下順一郎) 杉浦守彦議員、申しわけございません。議題外にわたっておりますので、その部分をご理解をしていただきたいと思います。

○17番(杉浦守彦) 私もやはり経費節減するということによって給料は下げなくてもいいのだよと最後に言いたいです。

○議長(宮下順一郎) 気持ちは重々わかりますけれども、議題外にわたりますので、ご発言をとどめていただきたいと思います。お願いいたします。

○17番(杉浦守彦) 今まで市長は、我々の家族だと思っています。おやじだけが財政厳しいからと、そういう認識をしても、家族にその認識がなけれ

ば、これは解決できないものだと思うのです。

○議長(宮下順一郎) 重々お気持ちはわかります。市長、ご答弁ができるのであれば、できる範囲の中で答弁をお願いいたします。

○市長(杉山 肅) 私どもいわゆる五役の分については、合併協議会の中でも協議をしていただき、こういう措置をとっているということで、それを認めてもらっております。それから、議員各位の給与、報酬につきましては、それぞれの制度を検討した結果、今2制度か3制度に分かれて月額が決められているはずでありまして、合併協議会での成果を踏まえた結果つくられております体系でございますので、私どもはそれを尊重させていただいておるところでございますので、いずれも合併協議会での完全な合意が得られておるとい前提に立っていることを重ねて強調させていただきたいと思えます。

○議長(宮下順一郎) 17番。

○17番(杉浦守彦) 申しわけないですけれども、かえって私は下げるのではなく、25%上げてやってもいいと思うのです。なぜかというなれば、もともと旧むつ市は議員も22人、市民も5万人ちょっとです。今は4市町村が合併して議員が3倍になっているのです。そして、また7万人にもなっている。各能力を扱う、体も使う、そういう状況の中において、下げてそういう仕事ができるのかなと。所帯が大きくなっているのですから、かえって上げてやって、下げるといことは私は意味がないと思うのです。上げてやっぱり努力してもらいたいなど、そう思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長(宮下順一郎) 質疑でございますので、その辺でとどめていただきたいと思います。よろしくご協力お願いいたします。

これで杉浦守彦議員の質疑を終わります。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第23号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第9 議案第23号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 私は、市長の給与と同じように、職員の給与も大事だと思っております。昨年の給与条例の改正の際にも私は申し上げました。そのことと今回の条例改正も全く流れが同一でありまして、特に地方の切り捨ての第一歩になるのではないかと私は思っております。働く者の意欲と生活を阻害する、財政難とは申しまして、その責任を職員に押しつけることはいかなるものでしょうか。直撃を受ける職員の影響はどうなりますか。特に職員組合の交渉あるいは反応はどうか、まず第1点お伺いしたいと思います。

二つ目は、この条例案を見ますと、今後の号俸が昇給ずれを調整するような形の中で、4号飛びが基本となっております。そのことについてご説明を下さい。

また、3番目として、この条例改正によりますと、56歳になると、条例上は55歳を超えると規定しておりますが、いわゆる56歳以上になると、55歳の職員とどのような能力差が生ずるのでしょうか。特に私は、市の重要な中心にある職員の人たちが部長なり次長なり課長なり、そういう年配の人たちが55歳と56歳で差をつけられるというこの条例は、全くナンセンスではないかと思うわけです。特に一般の職員の場合は、55歳までは4号飛

びであって、その55歳を超えると2号飛びになると、半分しか上げませんよと、こんな不合理な条例、法律が国で審議されたということ自体も私は国会議員の資質も疑いたいと思っているわけです。そこで、4号を2号にとどめるという規定の意味は何なのか、ご説明願いたいと思います。

四つ目は、昇給は規則で定める日とありますが、条例によりますと、1年に1回の昇給になると。従来は、例えば4月とか7月とか9月とか、1月ですか、そういった区分があったのですが、今度は1年に1回という形になっているわけですが、この条例案ですと、規則で定める日とありますが、それはいつの日を定める予定かお伺いします。

それから、5番目は切替表の2級と3級、それから4級と5級でしたか、併合になります。5級と6級ですか、併合になりますね。その部分の適用の仕方についてご説明をいただきたいと、こう思います。

以上、まず5点についてお伺いします。

○議長(宮下順一郎) 総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 5点ほどのお尋ねでございます。順を追ってご説明申し上げます。

まず、職員に対して、この給与と改定に伴う職等への影響が出てくるのか、あるいは職員組合等の反応はどうだったのかというお尋ねでございます。この条例の附則におきまして、給料表の切り替えにつきましては、平成18年3月31日に受けている給料月額に達しない方につきましては、その差額を給与として支給する旨の規定を設けてございます。これによりまして、期末手当、勤勉手当等給料月額を基準額とする手当につきましては、差額を加えた分が基準額となりますので、経過措置期間中、4月1日以降でございますけれども、現給保障されることとなりますので、職員への影響は出てこないものと思っております。

それから、組合との協議につきましては、先月

10日にこの案を提示してございます。組合の方では、検討して回答するという事でございまして、同月の17日に組合としてはやむなしという回答をいただいております。

次に、4号飛びのことでございます。これは、1年間良好に勤務した場合につきましては、年に4号昇給するというものでございます。例外としては、懲戒処分、あるいは休職等勤務実績が良好でない場合、この場合につきましては、現在の規定と同様に差額が生じることになります。現在国・県におきましても、職員に対する評価制度を導入すべく検討中でございます。市におきましても、今回の行革審議会の答申の中で、職員の評価制度を導入しなさいということが出てまいっております。当然に市もこの評価制度を検討しなければなりません。平成18年、平成19年度中に検討しまして、できれば平成20年度から実施してまいりたい。そうなりますと、この4号給につきましては、場合によっては、良好な職員につきましては4号が6号の場合もあります。逆に良好でない場合は、丸々4号上がらない場合も考えられます。現状はこういう状況でございます。

次、3点目の56歳以上の方の、通常であります4号給になりますけれども、56歳以上につきましては年2号給、2号ある面では昇給しないという形になります。現在国におきましては、55歳昇給停止制度を行っております。国は、これを改めまして、55歳を超える職員についても昇給させる制度を設けました。ただし、人件費の抑制を図る目的ということで、55歳以下の職員の2分の1に抑制すると、こういう制度を設けたものでございます。市におきましては、現在55歳昇給停止は行っておりません。58歳昇給延伸のみを行っております。したがって、国の改正がありましたので、国の基準に準じて今回改正するものでございます。

次に、4点目の昇給の規則を定めるのはいつかということでございます。従来ですと、昇給期は4回ございました。これを統一しまして、毎年1月1日が基準日となります。

次に、切替表の部分の説明いただきたいということでございますので、柴田議員、議案をお持ちでないですね。議案の別表で説明した方がよろしいかと思っております。今用意してきたのですけれども、よろしいでしょうか。

まず、職員の給与につきましては、47ページにございますけれども、現在の9級から7級に変更します。それで、1職1級になります。例えば7級につきましては部長職、それから6級につきましては次長職、5級につきましては課長職と、こういう流れになります。それで、切替表につきましては、次の48ページをごらんいただければわかりますけれども、例えば現在9級が部長級でございますので、9級のところで説明した方がよろしいかと思っております。現在9級で旧号給の10号をもらっている方につきましては、1年以上部長の職を担っていた方につきましては、この9と10の一番角、21としてございます。ここに位置づけになります。となりますと、新号給では7級の21号と、こういう形になります。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） まず第1点の現給保障はいつまで行われる予定か。むつ市の現況から見て、いつまで行われる予定なのか、まず第1点。

それから、評価制度を取り入れるということで、私の質疑には入っていませんでしたが、踏み込んだ答弁をなさったので、ちょっと触れたいと思っておりますけれども、この評価制度というものは非常に客観性というのが出にくいものだと私は思っているわけです。やはり自己評価あるいは上司の評価、関係者の評価というようなもの、幾ら基準を

つくって客観的に評価をすることも非常に困難なのが人間の評価なわけです。私は、昭和35年、小・中学校で行われた勤務評定についての実施の、そのときの体験をいたしております。いかに評価ということは難しいかということです。審議会をどのような構成メンバーで今年度、来年度ご検討願うということですが、十分私は組合なり、あるいは市民の声を吸い上げる審議会にさせていただきたいなど。そうでなければ、もう恣意が働いた評価の結果が出てきて、結果として不公平が生じるということが間々あるのがこの評価なのです。その辺を今後ご検討いただきたいと思います。

それから、55歳の関係で58歳の昇給延伸のみを行っていたわけですが、55歳昇給ということですが、どう見ても55歳の働き盛りの方、ここにお並びの部長方の給料が一般職の4号で、例えば1,000円で1号ずつだとすると4,000円の差が出るのですが、部長方は働きが悪いから2,000円でいいのだというようなもし評価をされるならば、これは非常に危うい条例だと私は思っています。本当に運用が大事になりますので、その運用については十分配慮してもらいたいと、こう思っています。

それから、基準日が1月1日ということですので、現在の予算書の中に見られる職員給与に関する資料が1月1日を基準としていますので、非常に妥当なものとは思いますが、1年1回だけの評価が本当にいいのかどうか、疑問も残っております。

それから、切り替えの関係で級が九つあるものが七つになるわけです。これは、出てくるわけですが、この表を見てもわかりますように、1号から百何号まであります。そういった切り替えの段階で切り替えた後の1年間の昇給というものを実施していくわけですが、私は市長に

その辺十分配慮していただくことをお願いしたいなと思いますけれども、どうでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

現在のところ、この給料表を見ていただきますと、現在支給されている給与月額あるいは自分の号給等々比べますと、この給料表がほとんど低く設定されてございます。したがって、現給保障いたしますので、当分の間は現給保障が続いてまいります。一応端的に申し上げますと、部長方、55歳以上の方がほとんどですが、この方が5年間勤務しましても、現在の給料を上回る給与条例ではございません。したがって、5年間は、私も含めまして、55歳以上の職員については給料は上がらないと、こうご理解いただきたいと思います。

20代、30代の職員につきましては、当然上がってまいります。ある面では、この給与条例につきましては、55歳以上の職員についてはやむを得ないかなと思ってございます。

それから、先ほど来評価制度の話がございました。これ国・県でも今検討してございますけれども、その中では逆に評価する人を評価しなければならないのではないかと、そういう議論もされているようでございます。確かにそのとおりでございます。だから、これを導入するに当たりましては、恐らくさまざまな手法が出てまいりますので、その辺もこの2年間にわたって研究してまいりたいと思います。何分よろしく申し上げます。

答弁漏れはあったでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） どの給与条例を見ましても、最後には市長の配慮でその特殊な取り扱いをできるという条項があるはずで、今回の附則にもあ

りました。したがって、市長の判断がかなり左右すると思います。特に私も下げたのだから職員下げろというような発想にならないようにひとつお願いして質疑を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、23番大澤敬作議員。

（23番 大澤敬作議員登壇）

○23番（大澤敬作） まず第一に、何ゆえに職員の給与を下げるのか。これは、国の施策からいくと、国家公務員、地方公務員、公務員を削減するという、そういうことが中心になっているのではないかという懸念を私は持っています。そういう問題を明確にお答え願いたいと思います。

それから、この条例の6項で、全部良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号とするということになっているのですが、その評価の基準は一体どういうふうにしてやるのか、ここが私もさっぱりわからない、そういうこともお答えを願いたいと思います。

それから、問題は勸奨退職を勧めるのではないかという、55歳以上の者はそのままということを見ると、勸奨退職を視野に入れているのではないかと、このように考えますが、どうでしょうか。加えて退職金は一体どうなるのか。こういう点もあわせて、まずお答えを願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

この給料の切替表につきましては、国の制度でそうっており、人事院勧告も出されております。それに基づいて改正してございますので、ここで議論してもいかがなものかと思っております。

それから、勸奨退職を推し進めるのではないかと。決してそういうことではございません。勸奨退職は、あくまで本人の意思に基づくものでございます。市の方から独自に退職しなさいという勸

告はいたしておりません。

それから、退職金につきましては、現在のところ現給保障するというところでございますので、変更はないものと理解いたしております。

評価の基準につきましては、まだ評価制度を導入してございませんので、そういうことは現在のところないをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） 根拠もなく、なぜこういうものが提案されるのか、こういうふうに言わざるを得ない。そういう問題と、私は給料の問題で、国家公務員や地方公務員はストライキをやってはならない、人事院勧告でもって救済するという今までの、私も営林署にありましたから、そういう経過を踏まえてまいりました。あるときは、私はそれを破ったということで停職処分されたときもあるのです。それでも人事院勧告というものが救済の制度としてあるのだから、そういうストライキとか職場集会とかはやらないでほしいということになっているが、人事院勧告のそういう問題は、最近は下げる方向に動いている、そういうふうに考えますが、その点はどうでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

スト権の問題につきましては、先般新聞紙上でごらんになったかと思いますが、この給料改定に伴いまして、スト権を認めてもいいのではないかと、そういう議論はされているようでございます。それは、国会の審議を待たなければならぬとは思っております。ただ、その他のものにつきましては、人事院勧告のこの内容を尊重しまして今回提案いたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 23番。

○23番（大澤敬作） 全く何のために提案したのか、

理解に苦しむ状況です。そして、12月に支給するボーナス、これが減るということになっているのですが、私はそういう問題等について、この45ページの附則の中に、「給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する」、全くこの提案と、附則では給料を今までどおりやるのだという理解に立つのです。そういうことですから、一体どのように考えているのか。退職手当の問題等については、どのような方向でやるのか、この点はさっぱり答えてもらえないので、もう一回お聞きしておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 先ほど来申し上げておりますけれども、現在職員に支給されております月額給料は、現給保障するというところでございます。したがって、この現給保障されるまでの期間は当分続きますので、職員が現在のところ下がることはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで大澤敬作議員の質疑を終わります。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 零時24分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第24号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第10 議案第24号

むつ市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） この条例案の改正内容を見ますと、主力は給与条例改正に伴っての旅費の支給区分を変えるというところが大きな内容にはなっておると理解しておるわけでありましたが、ただ17条と18条の鉄道賃及び船賃についてのいわゆる規定でありますけれども、私としてはまず第1点として、上司の方に随行する旅行、または同一の目的で上級の職員と下級の職員が旅行命令を受けた場合、私は部長以下を一律にしてもいいのではないかと持論を持っているわけです。職員を一律にするということは、全国的にもかなりの市町村でそういう取り扱いをするようになってきております。もう今はあえて格差を設ける時代ではないのではという考え方を持っていますが、いかがでしょうか。

それから、二つ目は第17条の2項の規定で、特に特別急行列車を運行する路線の場合で、ケースとしては、例えば野辺地から弘前まで利用する場合も職員の場合は往々にあると思います。あるいは、青森まで利用する場合もあるだろうと思います。そういった意味から考えて、一定の距離以上のみ支給するという制限は私はナンセンスではないかと思っているわけです。用務と列車の事情を考え、特に大湊線がその都度とまるという実態を考えたときには、むつ市としてはこの運用を弾力的にしていくという考え方が私は必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、三つ目は脇野沢地区、市庁舎の職員の場合の例です。私たちが伴うと思っておりますけれども、その旅行命令の際に、定期船航路の利用をもっと行うという姿勢をとってほしいと思います。

そのためには、命令基準というようなものを私は設けていただくのがよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、四つ目はこの条例の改正案にもありますけれども、海外旅行につきましても、私たち議員の在職中にあるのかどうか、これはわかりませんが、市長も久しく海外旅行をしていないようですから、そう思うのですが、実はこの支度料につきまして、非常に国の段階でも各市町村、都道府県の段階でも、支度料というあり方を変えようという動きがあるようです。したがって、今準備費用と名称を変えて料金も見直すのが必要ではないかと私は考えておるのですが、以上4点についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 4点ほどのお尋ねでございますので、順を追ってご説明申し上げます。

この部長以下職員を一律にすべきではないかのご提言でございます。現在一般職につきましては2区分、部長以下補佐級、それから係長級、その他の職員、この2区分に分けてございます。一部の市におきましては、もう既に一律支給しているところもございます。しかしながら、高い方に設定すればいいのか、あるいは低い方に統一すればいいのか、さまざまなことがあります。この辺のところも国・県の動向を見ながら、全職員を対象に検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、特急の料金の件でございます。これも国の基準に準じて定めているわけですが、現在本市から、先ほどお話ありました50キロ、100キロの列車、現在のところ2本ほどあるのかなと理解いたしております。しかしながら、この同線の区間につきましても在来線も運行されております。旅費の積算に当たりましては、条例の中に最も経済的な通常の経路、方法により支給しなさい

となっておりますので、この範囲を超えて支給するのはかなり厳しいものがあるかと思えます。

次に、脇野沢地区からの定期船航路の利用の促進でございます。これも先ほど申し上げましたように、経済的通常の経路と方法により支給することが原則になっておりますけれども、青森市等々で会議があった場合、例えば陸路を使って行くより定期船を使っていく方が早い場合がございます。場合によっては、陸路で行きますと、1泊しないと帰ってこれない、そういう場合がございます。事例としては、そういうことがございますので、そういう場合につきましては、先ほど申し上げましたように、通常の経路の方法及び支給方法をそこで加味してございます。しかしながら、なかなかその適正につきましては、天候等により欠航等の問題も出てまいりますので、その辺の利用につきましては慎重に対応しなければならないのかなと思ってございます。私といたしましては、脇野沢地区のこの定期船航路については、積極的な活用を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、海外旅行に係る支度金でございます。これにつきましても、国の基準により旅費条例を制定してございます。料金の見直しする場合につきましては、当然にその根拠となる資料等が必要となります。限られた資料の中では、名称を変更するとか、かなり厳しいものがございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 旅費の日当並びに宿泊の考え方には、つい最近では八戸市の例もありますけれども、全国的にも見直すという流れがあるようです。要するに国の職員の場合は、地方から東京へ上京するという考え方ではなくて、東京から地方へ来るといった旅費の基準みたいな作り方ができているわけです。ですから、市長以下上京な

さるときには、非常に旅費の基準というものが不合理であると思っているわけです。また、そういった意味で検討したいということですので、それは了解したいと思います。

特急の利用につきましては、先ほどは弘前までの例を申し上げましたけれども、八戸の例も同じだと思います。やっぱり接続するときにそれなりの列車の取り扱いをしなければ、幾ら在来線の運行で通常の経路という条項があるにしても、その運用はやはり私は大事だと思うのです。ですから、運用も再検討するのかどうか考えてもらいたいと思います。その点をお伺いしたいと思います。

それから、3番目の定期船の利用につきましては、利用について適切な活用を図りたいということですので、了としたいと思います。

なお、最後の4番目の海外旅行の件につきましては、国がもう既に着手をしているということを伺っております。ですから、やはり多くの財政的な問題を抱えている市では、もうほとんどがこの海外旅行の見直しを進めております。しかし、かかるものはかかるとして計上していかなければ海外旅行もうまくいかないということになりますので、その辺は他の状況も勘案しながら、一層検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

現在市長とともに随行した場合については、同じ金額を支給してございます。

それから、2点目の運用を考えるべきではないかとお尋ねでございますが、これにつきましてはも検討させていただきたいと思います。

それから、4の海外旅行の支度金の件でございますけれども、これは今柴田議員おっしゃったように、恐らく国・県の改正が出てまいりますので、それと並行しながら改正してまいりたいと思って

いますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第25号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第11 議案第25号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第12 議案第26号 むつ市老人福祉センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第27号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第13 議案第27号 むつ市水道事業及び用地造成事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

議案第28号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第14 議案第28号 むつ市へき地保健福祉館条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第29号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第15 議案第29号 新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第30号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第16 議案第30号 新たに生じた土地の町名についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

議案第31号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第17 議案第31号 公有水面埋立てに係る意見についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。43番千賀武由議員。

(43番 千賀武由議員登壇)

○43番(千賀武由) 議案第31号 公有水面埋立てに係る意見についてお伺いしたいと思えます。

まず一つには、この場所を埋めて拡大することによって、その機能がどのように向上するのか、それを伺いたいと思えます。

また、二つ目といたしましては、ここを埋め立てすることによりまして、影響はないものと思えますが、魚介類等に及ぼす影響があるのかないのか、あるとすればどのような影響があるのか。また、影響があるとすれば、それでも埋め立ての方がよいと判断する理由は何なのか、この2点についてよろしくお伺いしたいと思えます。

○議長(宮下順一郎) 経済部長。

○経済部長(森 正剛) お答えいたします。

まず、第1点目の埋め立てすることによって漁港の機能がどうなるのか、拡大するのかというお尋ねでございますけれども、埋め立て予定地は瀬野漁港の区域でございます。瀬野漁港は県の管理する漁港でございます。前面の陸奥湾と背後の

荒涼地帯に囲まれた平地部分が極端に狭い臨海山村であるために、漁港施設用地並びに係船岸が絶対的に不足している状況下でございます。これらの問題点を解消するために、県が実施する地域水産物供給基盤整備事業によって、平成15年度から護岸や物揚場等を整備中でございます。平成18年度におきましては、港内浚渫土で約2,000平方メートルの浚渫土を使いまして、養殖用作業用地を造成することになっております。今回意見を求めています埋め立て予定地は、県が造成している養殖用作業用地に隣接する場所でございます。漁具保管修理用地、漁具乾場として利用してもらうもので、その用地の使用目的は違いますけれども、港内道路を挟んで約3,600平方メートルの面積を有する漁港施設用地となりますので、漁民の皆様にとっては非常に利便性のあるものになるものと考えております。

それから、第2点目の埋め立てすることによって魚介類等々に影響を及ぼさないかということでございますけれども、平成17年度におきまして、南防波堤とトドメキ崎、その間に南護岸が築造されておりますので、埋め立て区域は外海と遮断された状態になっておりますし、計画面積が、規模が1,500平米と比較的小さいために、浚渫土投入による埋め立てに起因する近海への汚濁はほとんどないものと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（千賀武由） どうも丁寧なご回答ありがとうございました。公有水面を埋め立てることは、また自然破壊にもつながりかねない、そう思いましたので、時には慎重な判断も必要かと思ってお聞きいたしました。ご回答ありがとうございました。終わります。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第31号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業経済常任委員会に付託いたします。

議案第32号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第18 議案第32号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号はこれに同意することに決定いたしました。

議案第33号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第19 議案第33号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。43番千賀武由議員。

（43番 千賀武由議員登壇）

○43番（千賀武由） 議案第33号 人権擁護委員の

候補者に推薦する者につき意見を求めることについてお尋ねいたしたいと思います。

これは、人事案件でございますので、私は深く立ち入ることは避けたいと思います。また、この議案は次の議案第34号でも同議案が提出されておりますが、私はこの議案第33号でお尋ねをさせていただきたいと思います。1点だけお願いします。

人権擁護委員は、自由人権思想に関する啓蒙宣伝、そしてまた人権擁護運動の助長、人権侵犯事件の救済、情報の収集、貧困者に対する訴訟援助などの職務があるわけでございますが、ここ一、二年間に人権擁護委員として活動した事項と、判断が非常にこれは難しいのでございますが、人権侵犯があったとして法務大臣に報告した件数等がございましたならば、承知しているところで結構でございますので、その実態をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、お答えいたします。

委員の活動状況というようなことにもなるかと思っておりますけれども、まず件数でございますが、平成16年と平成17年のデータがございまして、平成16年の場合は法務局で今常駐相談をやっております。これ38件です。それから、特設人権相談というのがありまして、これが30件、あと自宅での相談が10件で78件でございます。それから、平成17年が同じく44件、30件、12件、合わせて86件というようなことでございます。人権侵犯をされているような深刻な事例というようなことでございますけれども、法務局の方でつかんでいるものをちょっと確認しましたところ、そのような事例は近年ないということでございます。相談に来ない場合も多々あると思いますので、あくまでも書面上の数字では、ないということかと思っております。

あと、主な相談というのは、通常お金の絡んだ

生活苦の借金、あるいは多重債務に関する相談、それから離婚に関するさまざまな相談もありますし、あとは土地の境界、あるいは近隣間のトラブルといったようなものが非常に多いと伺っております。

以上、簡単でございますけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（千賀武由） 大変ありがとうございました。いろいろ78件、86件と、もっと少ないかなと思ったのですが、非常に利用しているようでございます。これからは行政側としては市民へのPR、そしてまた人権擁護委員の方にも頑張りたいと思うところでございます。ありがとうございました。終わります。

○議長（宮下順一郎） これで千賀武由議員の質疑を終わります。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第20 議案第34号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第21 議案第35号平成17年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 私から、まず最初に5点ばかりお伺いしたいと思います。

第1点は、小学校、中学校の暖房費の追加の状況でございますが、この予算を見ると、小学校の方が需用費が多くて中学校は減額という状況でした。冬期間の降雪寒冷の状況を見ると、また暖房費の値上がりの状況を見ればうなずけるわけですが、中学校が減っているというのはちょっと意外

だと思っております。その辺をお答え願いたいと思います。

それから、二つ目は地域総合整備資金の貸付事業債の繰上償還でございますが、対象事業は幾つあって、どういう理由で繰り上げするのかお伺いしたいと思います。

それから、3番目は水道事業の安全対策として出資比率の変更をなされたということなのですが、実は先日の建設常任委員会で、当然市民の安全対策という立場からすれば、防火水槽の水が冬期間とめられているという事情があるようです。それを伺いびっくりしました。結果的にどういうことになっているのか、その出資比率の変化とあわせて防火水槽の水をとめた理由をお伺いしたいと思います。

それから、4番目は地方債調書の訂正につきまして、市長の提案理由で、合併後の金額の算定で誤りがあったということなのですが、予算書の中では読み取れませんので、具体的にご説明をいただきたいと思っております。

それから、5番目は社会福祉協議会補助金でございます。この補助金の内容につきまして、事業を全部書いて、一律幾らという補助金の内容で、事業別の補助金ではないように感じたのですが、その具体的内容をお示しいただきたいと思っております。同時に、市が福祉輸送車両の運送を社会福祉協議会に委託されているわけですが、その利用状況と、それからつい最近佐井村で福祉目的での有償運行というのが行われて非常に好評を博しているようなのですが、そのためには市として審議会をつくらなければいけないということになっているようですが、県、国の動向も含めて説明を願いたいと思っております。

○議長(宮下順一郎) 教育部長。

○教育部長(宮下孝信) 柴田議員の中学校費の暖房の関係でお答えいたします。

中学校費で減額となっておりますが、これは財源更正をしたための一般財源の減額でございます。暖房費にかかわりましては需用費でプラス補正ということにいたしてございます。中身といたしましては、中学校全体で10校分、25万7,600リッターほどの暖房にかかわるリッター数を積算してございまして、これには単価アップ分として8万6,000リッターを見込んでございます。

なお、経費の節減として当初予算の絡み等から2万4,000リッター分を経費節減してございます。単価アップ分との差で400万円ほどの追加補正をしているということでございます。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、お答えいたします。

まず、地域総合整備資金貸付事業債の繰上償還ということでございますが、これは対象事業は一つでございます。2億6,000万円の地域総合整備資金の貸し付けでございます。内容的には、平成10年の3月以降毎年2回、1,040万円ずつの分割償還を行ってきたものでございます。最終償還が平成22年3月の予定であったものでございますけれども、先般事業者の方から債務圧縮により経営改善を図るためと称しまして、繰上償還の申し出がございました。ただ、今般の手續が終わった後に繰上償還の申し出が取り下げと、取り下げ申請がなされまして、つい先日、その申請が承認された状況でございます。また、議案配布までに取り消し手續ができませんでしたので、無理ということでしたので、そのまま提案せざるを得なかったという事情でございましたので、ご理解いただきたいと存じます。

それから、続きまして水道事業の安全対策ということでございますが、また出資比率がどうかということでございます。水道事業会計の出資金に

関連する安全対策と申しますのは、上水道の安全対策事業を指しているものでございます。大きくは、二つの事業に分けられまして、一つは災害対策及び保安対策の観点から行う事業、もう一つは水質の安全対策のために行う事業があります。当市におきましては、このうちの新規の配水管及び相互連絡管等の整備事業が災害対策の観点から行う事業として採択されております。

また、防火水槽がとまった事情というのは、具体的な部分はちょっと承知しておりません。

次に、出資比率についてでございますが、この制度が創設されました平成8年度は、当該年度の安全対策事業費から通常事業費を差し引いた額の4分の1でございました。その後平成13年度にこの通常事業費を差し引く制度が改正されまして、当該事業費の4分の1となりまして、平成17年度から当該事業費の2分の1となっております。これらの出資金の原資となりますのは、出資債という起債でありまして、元利償還金の2分の1を地方交付税で措置されるというようになっております。

それから、次の地方債調書の訂正ということでございますが、地方債の調書における前年度末の現在高、平成16年度末の数字が第140回臨時会に提出しました調書に比べまして28億2,159万4,000円減と、低いといったような非常に大きいものでございましたけれども、この理由でございますが、合併時の地方債調書の合体作業におきまして、単純な集計ミス等がございました。そういう誤差が生じたことから、実際の額に合わせたものでございます。具体的には、第183回定例会に提出しました地方債調書の前年度末の現在高、平成15年度末でございますが、これを6億9,346万2,000円過大に集計したこと、それから当該年度中の起債見込額の補正額19億5,860万円を重複集計したこと並びに元金償還額が1億

6,953万2,000円過大に集計したこと等がございまして、合体作業が大変に錯雑とした状態であったことがございましたけれども、まことに申しわけないと存じております。以上のような実情ですので、ご了承いただきたいと思っております。

以上、簡単ですけれども、回答にさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（杉山重一） 防火水槽にかかわるご質疑にお答えをいたします。

まず、安全な水を確保するためには水道法の各条文、定めがございまして、給水装置の構造及び材質の基準ということもございまして、給水装置以外の水管、いわゆる管、その他の設備に直接結ぶことはできないという定めがございまして、ところが、合併後に旧川内町、現在の川内地区でございまして、そういった状況が発見されました。上水道で26基、簡易水道で20基ということで計46基、ほとんどの防火水槽が直結されておったということでございまして。

先ほど申し上げましたように、安全な水を市民等しく供給するためには、そういったものを排除しなければならないという規定がございまして、これを切り離したということでございまして、これに当たりましては、消防本部、川内消防分署、総務部防災係とも十分な相談をいたしまして対応したということでございまして。

なお、水は直結しなくても、それを探査しながらタンク車等をもって常時補充するということは、これは申すまでもないことでございまして。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 私からは、社会福祉協議会への補助金の関係と、それから市福祉輸送車両の関係につきましてご説明申し上げます。

まず、社会福祉協議会への補助金の関係でござ

いまして、これにつきましては、県の補助事業でございますほのぼのコミュニティ21推進事業の地域福祉推進員の人件費補助が1社会福祉協議会1名分となりまして、これまでの合併前の旧3町村分の人件費補助につきまして、県の方へ従来どおり補助していただきたい旨強く働きかけをしてまいりましたけれども、県の財政事情等から1市町村1名という内示がございまして、旧3町村分の、つまり3名分の補助打ち切りということに伴います人件費不足が発生しまして、それに伴います補助ということで約650万円、それからヘルパー派遣事業の収益減による2名分の人件費不足約750万円、計1,400万円の財源不足が見込まれるということでございまして、非常に現在逼迫した財政状況にございまして、社会福祉協議会という住民が主体となって弾力的に地域福祉の向上のため取り組んでいる社会福祉法人であるということをかんがみまして、緊急的措置としての追加補正をお願いしたというところでございまして。

それから、外出支援サービス、つまり市福祉輸送車両の利用状況ということでございまして、これは平成17年度、今現在でございまして、1月末でございまして、件数にしまして3,216件、利用料金では366万7,400円となっております。

それから、もう一点の福祉目的の有償運行との関連ということでございまして、これにつきましては特定非営利活動法人、つまりNPO法人ですけれども、それらの団体とか、あるいはまた社会福祉法人などがリフト付きの福祉車両を使って介護施設に行く老人を有償で送迎するような福祉目的の有償運送につきましては、平成15年の4月に構造改革特区制度で初めて認められてございまして、平成16年には、対象が全国に広げられておりまして、セダン型の自家用車を有償の輸送に使うことは現在特区だけに認められているという状況にございまして、平成18年の、ことし

の秋に道路運送法の改正が予定されておりまして、このセダン型の車も全国で使うことができるようになる予定というふうになってございます。現在本市においては、福祉目的の有償の運送を行っている特定非営利活動法人とか、あるいはまた社会福祉法人等がないために、外出が困難な高齢者及び身体障害者への支援策ということで、市が外出支援サービス事業を社会福祉協議会の方に委託をして実施してございますけれども、今後の規制緩和の中で参入事業者がふえまして、民間の事業者によって外出が困難な方へのサービスが確保できるような体制になりますと、当然公的事業ということではなくて、民活の福祉事業として成長していくことを期待しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 教育委員会の部長ですけれども、中学校は財源更正だと、小・中合わせて相当数の燃料を消費して増加したということなのですが、これから年々こういった冬場の気象条件の変化というのがあるわけで、現在のむつ市での燃料の供給についての公での入札の結果では、はまなす農協が主力になっているようなのですが、地域的なバランスもやはり考慮して緊急性に即応できるようにしていくべきだと私は思っていますが、その辺を伺いたいと思います。

それから、地域総合整備資金につきましては、申請して取り下げというふうな形の経過を了解しました。

それから、水道事業の安全対策の問題で、一般会計からの財政支援がふえたと、こう理解してよろしいわけですね。わかりました。

それから、地方債の関係につきましては、集計ミス、これはどなたでもあるわけですから、特に合併という事情を考慮すればやむを得なかった

と、私はそう思っていますが、できるだけ精査した形で今後とも対処していただきたいと要望しておきます。

そこで、防火水槽の件ですが、公営企業管理者の立場からすれば御無理ごもっともな話でしょうけれども、しかしそのことが我々議員にも知らされておられないし、議員の中で消防団やっている方も、なぜそうなのだという、私はきのう消防団員の方、地元の消防団員の方にも伺いましたら、なぜそうなのだということが消防団員にはよく伝わっておりません。やはり事防火水槽ですから、その水が入っていないと火災に対応できなかったとなれば、これは市長ばかりでなくて我々議員にもやっぱり影響が及んでくるわけです。ですから、やはり防災という立場で、午前中の国民保護法の対策本部の件もありますけれども、災害対策という立場からしても、やはり十分団員にも行き渡るような説明をすべきだし、また直結していない場合の補充方法などのあり方も私は十分対処していくべきだと思いますが、その辺を重ねてご答弁願いたいと思います。

それから、最後の社協の関係ですが、これはだれが見ても1社協1名というのは予測されることで、合併したから欲張りのような形で予算を組まれたらと思うのですが、私は現在の社協の統合後の組織というものをもう一遍見直さざるを得ない状況にあるのではないかと考えています、社協そのものが。人件費がなくなったから、即市にお金を出してくださいというようなことも、社協の性格からいけば、そう受け取めるのもどうかと私は思うのです。やっぱり民間サイドでもだんだん社会福祉事業というのが広まってきているわけですから、その辺も考えた今後の補助のあり方というものをやっぱり構築すべきだと思いますが、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、福祉車両の面につきましては、幾分

か脇野沢地区でトラブルがあったようですが、できるだけ最近タクシー業界でも、あるいは自動車業界でも乗るお客さんが少なくなって大変困っているという状況が多いようです。したがって、やっぱり民間活力を、さっき部長がおっしゃったように、私は考えていくべきだと思います。特に佐井村の例は、画期的な内容になっているようです。その佐井村の状況がテレビ等で放送されてから、東奥日報にその特殊車両のあり方に対して県も本格的に取り組むと、こういうような記事が登載されているわけですが、これらやるにしても、まず市でそういったものを審議する機関、審議会をつくらなければいけないとなっているわけです、その要綱の中に。ですから、そのことをもう少し調査をして、私は審議会をぜひつくって対応できる形をやってほしいと。例えば脇野沢地区の例を申し上げますと、タクシーございますけれども、午後8時になればもうストップです。翌朝8時、9時までタクシーもないわけです。自家用運送でも当然認めてくるというような社会にならないと、住民の足はますます遠のくということになりますので、その辺をひとつ部長、考えていただきたいなと、こう思います。その辺いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 一つだけ、ほのぼのコミュニティ推進事業、3月に合併したら、来年度は出しません、こういう話であったのです。県の社会福祉協議会連絡協議会で少しこの問題について話し合いをしてもらえないかと、言い方はちょっと正しくないかと思いますが、いろんな社会福祉施設がありますけれども、公的な相談員がどの施設がどうであるとか、どの施設へ行けばその方がどうという社会福祉事業に対応できるかと、相談する担当者なのです。言うまでもないことですが、新むつ市は青森県で一番面積が広いわけです。1人で

賄いなさいといっても、これできない状況。全額県が出していたのです、あの人件費は。それを予告編なしで打ち切られた。でありますから、もう昨年の5月の段階で申し入れをいただいていたが、その後もいろいろ交渉しました。しかし、県の方はもう1市町村1人という原則は崩せないという、市長という立場で多少文句のあるところでありますけれども、そういうことでありますから、相談も結構多いようです。そこで、今社会福祉協議会でやっているデイサービス事業の需要が減ってきておる。デイサービス事業者はふえてきておるし、社会福祉協議会のデイサービス事業は減ってきておる。そういうところに社会福祉協議会が雇用しているデイサービスに携わる人たちを新しい職場として派遣できるような手だてを考えられないか、そのことによって人件費の節減ができないかというようなことも提言して、この検討を待ったのであります。ついに2月に予算の査定、補正予算の査定の時期までにそういう明確な回答がなかったという状況で、大変雇用はしている、賃金は払っている、しかし財源がないと、こういう苦しい状況に気配りをしたということで、今回ご提案申し上げているところであります。

○議長（宮下順一郎） 教育部長。

○教育部長（宮下孝信） 再質問にお答えいたします。

学校側の緊急性のないように、そういうトラブルがないように対応しろということでございます。納入業者がすべて学校の近くにあるとは限りません。そのために、時間等の所要経過を見込んだ形で学校側も事前に単価の確認等を行って、早目の発注ということで指示してございます。今年度におきましては、全くそういう形での影響はあってございませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（杉山重一） 柴田議員の防火水槽にかかわるお尋ねでございます。

まず、私に与えられた仕事というのは、安全でおいしくて、しかも安心ができる水を送ることが仕事でございます。先ほども申し上げましたように、水道法等々、そういった基準の中で給水にかかわるもの以外に管をつないではだめだよということでございます。これが旧むつ市、旧大畑町でもないわけでございます。あったのが1町だったということでございますので、当然その改善に努めたということでございます。しかも、一方的に実施したのではなくて、関係する消防本部、川内消防分署、こちらと協議しているわけでございます。しかも、防火水槽を管理するのは私ではございません。逃げるわけではございませんけれども、それを管理する方があるわけでございますので、そちらの方で十分日々調査していただいて、対応していただきたいということでございます。

なお、その対応につきましても、総務部の防災担当、予算もかかることでございますので、財政課とも十分協議して対応しているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

福祉車両の関係でございますが、脇野沢地区でのトラブルということのお話も例として挙げておられましたけれども、今現在、先ほど利用の状況をお答え申し上げましたように、非常にPR不足等の関連もございませいでしょうか、非常に利用度が悪い状況でございます。ただ、ことしの秋から法改正に伴いまして規制緩和が図られますので、その辺は民活での対応も十分可能となる部分が出てまいりますので、その辺は民と官とそれぞれ役割分担を考えながら十分対応してまいりたいと。あくまでも利用者の便を第一義に考えて対応

してまいりたいと、このように考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 防火水槽の件が出てまいりました。防火水槽となりますと、総務部が所管いたしてございます。先ほど来何か連絡が密でないということではございましたので、その辺のところは消防団等とも連絡を密にしていまして、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 私は、公営企業管理者の一方的にとめたものではないと、そして法によってきちんとしたのだというご答弁はご立派だと思います。しかし、現実に我々議会にもそういうぐあいに、なぜ水をとめたのか、水をとめるのがおかしいのではないかという声は現実にあるわけです。それをやはりきちんとしていかなければ、お互い責任のなすり合いになっていくのであれば、困るのは要するに市民なのです。財政負担の問題も当然あるとすれば、それは最後に市長が決断すべきことであって、やっぱりその辺のところは十分そういう話があったら、市長のところにも上げるという形を私はとってほしいなと思います。そういうことを十分やってもらってこそ市長の給料も63万7,500円なら低いと私は申し上げているわけです。そういったことで、意見を述べて質疑を終わりたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第35号について、1点だけお尋ねさせていただきます。

前の柴田議員も触れましたが、社会福祉協議会の方に補助金として1,400万円出すということに

ついてであります。今までの説明であります、県の方がいきなり補助金を削ったということで急遽対処したということでありました。補助金の1,400万円の目的を見ますと、むつ市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図る、本当にいい目的であります。それで、この1,400万円、これは今後ともずっと続けるというふうな補助になるのか、それとも県の方が見直しをしたので、これからは縮小の方向で考えているのか、そこら辺をお聞きしたいということです。

もう一つがほのぼのコミュニティ推進事業でしたか、これを進めるに当たってどの程度県の方から説明を受けて始めようとしたのかということところがやはり疑問が残るところであります。というのは、県の方にしっかりと合併した後もこの補助金はずっと続けるのかどうかという、そこまで県と打ち合わせしたうえでこういう事業を始めたのか、それともただ単に県の方がぱっと補助事業を並べて、その並べたもののおいしいのにただぱっと飛びついただけのものであったのかどうか、そこら辺の始まりがどういう形で検討されてこういう事業がなされたのか、そこら辺よろしくお願ひします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） まず、社会福祉協議会という組織が、これ行政と表裏一体の関係で運営されている組織である、そして都道府県を、我々は我々の市町村も社会福祉協議会に事業を委託する際には事前の協議は十分尽くしてやっている。今お話しになっておりますほのぼのコミュニティ推進事業というのは、県が独自にスタートさせた制度なのです。そのスタートさせてから数年たって、その間に合併協議会が進んでいるのです。その中に県から一切の説明がない。合併して一つのまちに

なっても、この推進事業は1市町村1人ですよという説明もない。3月15日に合併して、4月に新年度予算を社会福祉協議会が組んで協議したら交付金がないと。これは、市を経由していく金ではないのです。直接県から社会福祉協議会へ入金なのです。我々は、障子の外に出たら、それを協議しているのを気がつかないで見ているという状況なのです。主体的な責任は何もないのですが、しかし現実にそういうコミュニティの福祉を推進する事業をやっています。5月に相談を受けて、じっくり腰を据えて考えましょうよ。その間にデイサービスなどの事業はもう縮小する方向を打ち出しているわけですから、事業量が減ってきているのです。社会福祉協議会が主体となってやっている事業が減っているわけです。それらの人々に対する例えば今はグループホームでありますとか、多様なメニューにデイサービスをやるような人たちが派遣できる、あるいは身柄を移しかえるということもできるような状況にある。社会福祉協議会は、事業を始めたけれども、拡大する方向がなかった。であったら、事業そのものを縮小して、適切な対応をして予算をひねり出すべきだろうという相談を申し上げた。ですから、5月に相談を受けてから、今までその間検討をしてもらっていたけれども、最終的には一般会計で金出してくれと、こういうお話になったということなのであります。来年度も財源措置はとりあえずしなければならぬでしょうが、社会福祉協議会の内部の予算の合理的な編成をやってもらうようお願いをいたしておるところです。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 企画部長名で平成18年度予算編成方針について、依命通達というのが平成17年11月1日に出しております、それこそその中の、国・県補助事業については、国・県の動向を慎重に見きわめ、新市の事情に沿った選択的導入

に徹し、安易な受け入れは厳に慎むこと、また国・県補助金等の廃止等に伴う市費、肩がわりや市費上乘せを行わないことと、このような企画部長の名前で通達を出しておるさなかで早速こういう市費の上乗せがあった。これは、福祉事業ですから、私はやむを得ないという形とは思っておりますが、まさにこの通達に反することが現に生じてしまったということで、このような同じものがほかにもないかどうか、そこら辺の精査もしっかり今後やる予定なのか、それともこういう事例はほかにはないと考えていいのか、そこら辺をちょっと確認させていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 今まで随分この種の補助金、交付金の打ち切りを経験しております。例えば知事の発想で新しく制度をつくる、2年6カ月たつと6カ月後には打ち切りだ、そういうふうに通達があれば対応はできます。今お読みになった文章は、それは企画部長の出している、私の命によってつくって出しているものですから、市長部局内に対する依命通達、外部の団体に対してはそういうものはただちに適用するという性格のものではないのです。先ほどから申し上げているように、その通達そのものは11月前後に出しているわけですから、今の話は去年の5月から始まっている。そこを一緒にされてお考えになられると、ちょっと事態が混乱します。そうではなくて、一つ一つの事態に対応した適切な対応を私も求められたのです。それらを経験則として踏まえてそういう依命通達も出していますから、市長部局内部では、あらかじめそのような国や県が交付金とか補助金とかで出してくるものについては細かく調べて対応している、こういうことでありますから、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第22 議案第36号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第36号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について質疑させていただきます。

この補正予算を見ますと、かなり保険者負担というのがふえております。例えば一般被保険者療養給付費は8,300万円、退職被保険者等の保険者負担が1億5,800万円という形であります。この原因がもしわかるのであれば教えてもらいたいというふうに思います。

歳入の方に財政調整基金取り崩しということで9,100万円載っております。たしか平成17年度の当初予算でもかなり財政調整基金の取り崩しをし

ておりまして、この時点で残高はどのくらいになっているのか、以上2点、よろしく願います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 横垣議員にお答え申し上げます。

まず、保険者負担がふえた原因は何かということとありますけれども、端的に申し上げまして、医療費が伸びたということとあります。この医療費の伸びについて、現段階ではまだ被保険者の傷病動向など詳細な給付内容分析をすることはできませんので、増加原因がどこにあるかということとは申し上げることはできません。ただ、市が保険者として被保険者の傷病に対しましては保険給付をしなければならないという立場から、12月診療分までの10カ月の給付実績を見ますと、当初予定しておりましたものを超えております。そのため、今後の一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養給付見込額を予定いたしまして、追加いたしたということとあります。

その内容につきまして少し申し上げますと、まず一般被保険者に係る療養給付費につきまして、当初予算で月平均医療費を2億1,887万9,000円と見込んでおりました。そのため、26億2,655万円を計上いたしましたが、平成18年12月末現在の月平均医療費が2億2,568万8,000円となっている状況にあります。この10カ月の経過を見まして、今後2カ月でおおむね4億5,200万円の医療費が見込まれますので、この一般被保険者に係る療養給付費の決算見込額を27億955万円と見込みまして、不足する額8,300万円を補正するという予算であります。

また、退職被保険者等に係る療養給付費につきましては、これも当初予算で月平均医療費を8,180万5,000円と見込んで9億8,166万1,000円計上しておりますが、これも平成18年12月末現在の月平均医療費が9,490万1,000円となっている状況

にあります。この2カ月でおおむね1億9,000万円の医療費が見込まれますので、不足する額1億5,800万円を追加する、こういう予算であります。それでご理解を賜りたいと思います。

それから、第2点目の財政調整基金の取り崩し、今回の補正で9,100万円ほど取り崩しておりますけれども、この後どのくらいの基金残高になるのかというお尋ねであります。この9,173万9,000円を差し引きますと、この後は2億9,700万円ほどの残ということになります。

以上であります。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 最後の財政調整基金についてですが、平成17年度もかなり取り崩しておりましたが、今2億9,700万円ということであると、ゼロになるのが見えていると思うのです。私としてはこの残高がなくなっても保険料の値上げをするのではなくて、一般財源からの繰り入れということで市民への負担を回避するべきだというふうに思っておりますが、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 平成18年度の医療給付費の仕組みは、十分ご承知だと思います。病院に入ってくる医療給付費が減ります。我々が一番多く支払いをしている保険医療費は、むつ総合病院が一番なわけです。そちらの財政状況がどのような状況であるかは、これは横垣議員十分ご承知でしょう。交付金もかなり出していますし、借入金という名目でむつ総合病院も金を出しております。そのほかそれぞれの診療所、病院がみんな赤字を計上せざるを得ない状況になってきておる。一般会計の本体が赤字でどうにもならない、ひいひいと言っている中で、病院、診療所の負担金、交付金をふやさなければならない、そういう事情をご賢察をいただきたいと思います。今おっしゃられたよう

な質問には、ただちにお答えするという状況には財政状況が許さないという状況にあることをご理解願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第37号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第23 議案第37号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第37号 平成17年度むつ市老人保健特別会計補正予算について、1点だけお尋ねさせていただきます。

先ほどの国保と同じなのでありますが、ここの補正予算でも医療給付費が5,744万1,000円とふえておまして、これについてももし原因がわかりましたら教えてもらえればと思います。

○議長（宮下順一郎） 民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 横垣議員にお答えいたします。

先ほどの前議案でもご説明申し上げましたが、老人保健特別会計におきましても医療費が伸びたということでもあります。この医療費がふえたという原因についてであります。当初予算では平均受給者7,922人で、月平均3億7,675万6,000円を計上しておりました。3月診療分から11月診療分までの実際の給付月額が3億7,884万5,000円で推移しております。さらに、受給者が平均で7,975人と53人増加している状況を踏まえまして、これが

ら3カ月分ですけれども、12月診療分から2月診療分までの見込みにより5,744万1,000円を追加計上したということであります。ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第38号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第24 議案第38号 平成17年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

ここで3時まで暫時休憩いたします。

午後 2時49分 休憩

午後 3時01分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

発言の訂正

○議長（宮下順一郎） 先ほどの議案第36号の答弁で、訂正の申し出がありますので、これを許可します。民生部長。

○民生部長（高橋 勉） 議案第36号 平成17年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算の横垣議員の質疑のお答え中、平成17年12月末現在と申すべきところを平成18年12月末現在と申し上げてしま

いました。おわびして訂正して下さるようお願い申し上げます。

議案第39号～議案第48号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第25 議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算から日程第34 議案第48号 平成18年度むつ市水道事業会計予算までの10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第39号 平成18年度むつ市一般会計予算に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、5番堺孝悦議員。

(5番 堺 孝悦議員登壇)

○5番(堺 孝悦) それでは、通告に従って質疑させていただきます。

平成18年度むつ市一般会計予算ということで、これは特別委員会が設置されますので、詳細についてはそちらでお尋ねいたします。今回は、予算そのものの質疑ということでご理解をいただきたいです。

合併後約1年、この1年間は、船でいえば試験航海と言っていいでしょう。ならし運転です。いよいよ本航海に入るわけです。これまでと違って、まさに杉山市政が杉山氏の特色を出しても構わぬと、それくらいに我々は考えているわけです。そこで、杉山市政がこれまで行政改革、財政改革、三位一体改革による非常な地方の自治体の財源の苦しさを十分乗り越えてきたわけです。今回の予算も詳細を見れば窮余の一策である交付金がめがねにかなって交付されて一息つくということですが。

さて、ここに私、市長が年始に当たって市民に市政だよりということで、これは市長からの皆さんへとあいさつです。「財源導入をテコに活力に富む「新むつ市」のまちづくりに邁進したい」と書いております。これは、もう結構です。それが

ら、さらにいろんなプランを市長は我々にこうして与えたわけです。施政方針、むつ市行政改革実施計画、さらにむつ市集中改革プラン、そしてまたむつ市過疎地域自立促進計画、プランをお示しになりました。このプランを踏まえて予算は編成されたとは思っております。

そこで、たびたびこのプランの中にうたわれている将来のむつ市がどのような市をつくるのかというイメージとして、「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」と、これが第1番目に来るイメージなわけです。しかし、私がこの言葉を幾らイメージしても、土地として具体的なイメージがわいてこないのです、はっきり申し上げて。そこで、市長がせっかく子供にもわかりやすく、そしてご老人にも優しいような陸奥の国をつくりたいと、その思いがこの予算の編成に当たってどのような思いで予算に盛り込んでいるのか。その部分がありましたら、この際お聞きしたいと思っておりますので、ご答弁お願いします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 理念と現実が非常に乖離しているという、これは言葉で住みやすい、いいまちをつくりたいということはたくさん申し述べておりますが、残念ながら財布はそんなに厚くないわけです。それに、今全国の地方六団体でも足並みそろえて国に提案しているようなこともありまして、増税策を講じたり交付税を減らす、三位一体改革という名称でありますけれども、税源移譲というのはほとんど40%くらいしか進んでいないという状況、我々は必死になって財源をつくるために中間貯蔵施設を誘致するということの拳に出まして、それについては県も同意をしてくれたことによりまして、2年間9億円を超える別枠交付金がもらえるということになりましたが、2年間で18億円ちょっともらっても、今我々が抱えている財政、一般会計のみならず他の会計での厳しい財

政運営を迫られているわけでありまして、一般会計は柱になっているその他の財政をも支えなければならないという状況でありますので、財布はきついだけでも、理念だけは高く持とうやと、そしてその高く掲げた理念を何年かかって本当のものにしていけるのかという、そういう、言葉はよくないのですが、いわば高ぶった気持ちで金がない状況というのが現実の姿であろうと申し上げざるを得ないわけであります。今財政担当をしてもらっている職員たちは、とにかく準用財政再建団体にならないようにするためには多くのものを犠牲にしなければならないだろうという基本的な腹つもりで予算編成に取り組んでおります。しかし、夢まで捨ててしまうというのは、これは我々には許されないことでありますから、端的な表現をすると、理念は高く現実には厳しいという申し上げ方でご理解を今のところ願っておかなければならないと思っております。ただし、いろんな手法を使って少しでも財政が豊かになる、あるいはまちづくりに力をかしていただける方法も求めていきたいと、そういう考え方を持っておることもご理解を示していただきたいと思っております。年度中に幾つかの補正などを加えながら、中身の濃いものに変えていけるような努力を積み重ねていきたいと、そう考えておることで、何とぞひとつよろしくご理解をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） 市長の考えるのと現実の乖離は、非常に我々も身をもってわかっているわけです。しかし、一歩でも二歩でもその理想に近づくための手段を我々は講じなければならないと。決して理想を捨てると言っているわけではないです。

そこで大事なものは、私たちもずっと大畑地区に住んでいますけれども、かつては大畑地区にも相当の人口を抱えた集落がたくさんあったはずで

す。その人口が高度成長とともに都市部に流出したわけです。これは、飯食うために行ったと思います。その方々がやがて、前にも申し上げたけれども、定年退職、そして相当の知識と技能を持っているはずです。その方々にぜひ知恵をかりて、我々が中から見るむつ市政と、外から見るむつ市政との格差が非常にあると思うのです。そこで、やはり外からのそういう知識、あるいは経験を積んだ人たちにぜひむつ市に足を運んでもらって、新しい市政にも新しい息吹を与えるのが私は一歩でも近づく道ではないかと考えておりますので、どうかご検討の方がよいと思います。

以上、終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 青森県でも今堺孝悦議員がおっしゃられたような、中央で活躍しているたくさんの方々に青森県の大使という肩書で我がふるさとを元気にしようではないかという思いを持っていただくように頑張ってもらっているようでありまして。その小型版、あるいはそういう大使の方々の中に我々が入っていく、そして中には大畑地区出身の方も多分いらっしゃるでしょうし、むつ地区出身の方もいらっしゃるでしょうし、そういう方々と分科会をつくるなりなどして、地元の発展に力だけでなく何でもいいからかしてくれというお願いをする時期ではあるかと考えております。

○議長（宮下順一郎） これで堺孝悦議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第39号について質疑させていただきます。

まず1点目、この予算編成に当たって、合併して2年目に入るのでありますが、その合併効果と言えるものがあるのか、収入と支出の点でそうい

う効果と言えるものがあるのかどうか、ちょっとこれを確認させていただきます。

次に、電源三法交付金が平成18年度もかなり入っておりますが、この交付金が単に今までの赤字の穴埋めというか、人件費の振りかえという形でただ使われているだけに終わっているのかどうか、そこら辺を確認させていただきます。

次に、平成18年度から何か新たに実施する事業はあるのかどうか。大体今までですと、かなり市長が嫌う表現であります。箱物というのが必ず計上されておりました。平成18年度にはそういうのが久方ぶりにないということで、そういう意味では平成18年度は目玉となるようなものは何かあるのかということでもあります。

次に、先ほど社会福祉協議会の補助金のところでちょっと指摘したのでありますが、平成18年度予算編成方針ということで企画部長の名で出した中で、国・県補助事業については、きちっと選択的導入に徹するという点では平成18年度でそういう国・県の補助事業が何か廃止になるような事業があったのかどうか、精査した結果としてどういうものだったかということをもしお聞かせ願えればと。

あと最後であります。平成16年度の決算だと経常収支比率が103%で、これはベストな状態は80%だということでありましたが、平成18年度はどのくらいの経常収支比率となるのか、市長は財政が豊か、豊かという表現をされるのでありますが、どういう状態が豊かなのか、ちょっと私にはよくわからないのであります。経常収支比率が標準の80%に近づくという財政状況がそれなりに柔軟性のある豊かな財政状況かなと私は判断するのでありますが、そういう点ではどういう目標を持ってこの経常収支比率というのに臨むのかどうか。

以上、5点、よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 財政が豊かだというのは、我々は市民の方々が、昨年3月14日から新しく市民になられた方々も含めまして、あれもやってほしい、これもやってほしいといういろんな多様な要請をいただいているわけです。それらのうちのどの部分をどう満たしていけるのか、その余裕がどのくらいあるのかということところが財政が豊かであるという目安になっていこうと思っております。今は、あれも申しわけありません、これも申しわけありませんと頭を下げて、そのご要望を頭の上を通すだけの状況が何年か続いてきているわけですので、今の大命題は何かということ、準用財政再建団体にならないように努力をしなければならないという、そういうきつい状態です。ですから、そういう準用財政再建団体にならないような努力をしなくてもよくなった段階で新たなスタートが切れるだろうと。それは、豊かとは言えないまでも、入るをはかって出るを制すということわざを使えるレベルの財政状況に早くなりたく、こう思っておるところでございます。

それから、財政に与える合併効果については、企画部長から細かい部分が大分入ってきますので、答えさせるようにいたしたいと思っております。

また、電源三法交付金は、財源振りかえ効果がさすがに一番効果があるのではないのでしょうか。今まで横垣議員から、あんた、箱物ばかりつくって、大企業指向でやっているのではないかというふうにおしかりいただいたのは、電源三法交付金の使い道が、もう枠が決められていて、箱物づくりにしか使えないような方向が強かったということが原因でありますから、それがソフトの部分に使えるようになったということだけでも我々にとっては楽ですが、ただしその言葉を変えて表現してもらいますと、ただ財源振りかえ効果しかないのかいと、そう言われても仕方がない状況に今日

の財政状況は陥っているということだろうと思っております。

それから、箱物ですが、本気でやらなければならない箱物は、まず第一に大畑消防署、第三田名部小学校、第一川内小学校、こういう箱物が既に三つ確定的な計画を組まなければならない状況になっております。特に第三田名部小学校は、もうプレハブで、ようやくふえてきている生徒を収容できる体制になっておりますし、第一川内小学校もかなり厳しい建物の構造状況でありますから。大畑消防署の場合は、ご承知のような状況で、土地の液状化の危険性が高いということで、今先送りしておりますが、間もなく適地が見つかるのではないかというふうに考えておるところであります。箱物、箱物と申しましても、これのようなものは横垣議員にも気に入っていただけるのかなという思いはいたしておるところでございます。

その他幾つかのご発言がございましたので、それらについてはそれぞれの詳しい担当者から答えるようにいたします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） それでは、お答えいたします。合併効果と言えるものがあるかということでございますが、具体的な金額で申し上げますと、普通地方交付税で1億3,000万円、合併のための交付がふえております。それから、特別交付税で1億8,000万円、地方交付税で計約3億1,000万円が配慮されているということでございます。

それから、合併に対しましての国・県からの補助金でございますが、国が1億3,000万円、それから県1億9,000万円、計3億2,000万円の補助金がございます。そのほかに合併特例債を1億3,000万円使うこととなりますが、これにつきましては、枠が約230億円ございます。ただ、これはどうせ使いましても、後々の負担は来ますので、

余り使わないようにして今やっていますけれども、余裕があれば、これでかなりの事業はできるのではないかなと。その率は過疎債と同じような負担、地方交付税措置されますので、これは今後の有効な財源になろうかと思えます。

それから、支出でございますけれども、三役、農業委員あるいは各種委員の報酬、費用弁償等がダブっている分がなくなりまして、約9,000万円ほど浮いたということがございます。

それから、具体的にはなかなかわかりませんが、合併によって事務の効率化というものはかなり図られたのではないかと。特に電算の部分はそれぞれ各地区でやっていたものが1カ所でやれる事務というのはかなりありますので、回線をつないで今やっていると。合併によるメリットというのは、この電算化、IT関連のものが一番多いと。逆に言いますと、このITがあったから合併が今成立するというような形ではないかと。そのたぐいがかかなりありますけれども、それぞれの村、町、市、それぞれ独立しているんなやり方をやっておりましたので、それを調整するのに逆にお金がかかると。これが完全になじんだ形で初めて合併の効果というものが検証できるのではないかなと思えます。まだ何年もかかるのではないかなと思えます。

それから、電源三法交付金が入って、人件費の振りかえということもございます。これは、平成18年度予算でもかなりの額を人件費の振りかえに充てておりますけれども、本来電源三法交付金は赤字再建のために使うことはできません、直接赤字に充てることはできません。それで人件費の振りかえということになりますけれども、単純に振りかえといたしましても、この振りかえたことで一般財源が自由に使える部分もかなりふえるということ。もし振りかえしないでそのまま赤字に充てる、そして事業をやらないということになり

ますと、今の赤字は1年か2年で全部解消できることになりすけれども、その財源を全部事業に充てております。いろんな事業に、人づくり、それから箱物もそれはありますけれども、いろんな事業に充てていると。逆に言えば、充てることができるための財源をつくるために人件費に振りかえしているということで考えていただければと思います。

それから、平成18年度から新たに実施する事業ということでございますけれども、大きな事業はございません。ソフト事業としては、ブックスタート事業、あるいは乳幼児発達支援事業、住宅政策推進調査事業、教育相談支援事業、スクールサポーター設置事業、それからハード事業では県営里地棚田保全整備事業、畜産担い手育成総合整備事業、宿野部、正津川漁港整備、優良堆肥生産支援事業、道路台帳管理システム導入、それから戸籍総合システム導入、起債管理システム導入、それから第一川内小学校の建設事業、これは調査の段階でございますけれども、まだこれからの基本的な部分を考えるという程度のものでございます。それから、第三田名部小学校も継続ですが、入っております。それから、前田地区の排水路整備、兎沢・小目名地区排水路。本当に大きな事業、大規模事業と言われるものは入りませんが、これらの事業もみんな振りかえした財源を充てるということでなし得るという考え方をしております。

それから、国・県補助事業について、選択的導入に徹するというところでございますけれども、具体的には平成18年度で対象にしたものは住宅政策推進調査事業、それから県営里地棚田保全整備、それから畜産担い手育成総合整備、宿野部、正津川漁港整備、これらは国・県の補助事業ということもありまして、検討した結果、選択的に導入したといったようなことでございます。そのほかに

もかなりの補助はありますけれども、それは受けないということで、あとは補助制度があるのに継続した事業をやめたケースはございません。

それから次に、平成18年度の経常収支比率でございすけれども、平成18年度の見込みで、当然見込みでございますけれども、99.7%、100%を割るというような見込みでございます。一般的には70%から80%ぐらいであればよろしいのですが、低ければ低いほど確かにいいことにはしたことはございません。ただ、75%程度を頭に置きながら、少しでもこれに近づけたいと思っております。赤字解消計画を着実に進めることのおのずとこれに近づいていくのではないかなと思っておりますけれども、なかなか道のりは険しいということでございすと思っております。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今最後の方の経常収支比率がなかなか厳しいというのでありますが、やはりいつごろまでにというのを大体考えた方がいいと思いますので、75%というのを頭に置くというので、大体年度としてはどのくらいまで達成するかというのを、一応ここで答弁できるのであれば答弁してもらいたいと思います。

それと、今回私が問題とするような大きな箱物が平成18年度の予算には組まれておりませんので、鋭意努力してよりよい予算にさせていただくことを願いたいと思います。

それでは、先ほどの答弁、よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 答弁いたします。

非常に難しいお尋ねでございますけれども、75%、単年度で確実に黒字を続けていかない限りは、まず無理な数字でございます。今の状態が、中間貯蔵施設の問題もございすけれども、これで確実にお金が入ってくる状態です、交付される

状態。安定的に入ってくるのがまだ少し先になりますけれども、そうってからでないとなかなか楽な状態、自由にある程度政策的にお金を使えるような状況にはなかなかないと思います。それだけに削減できる部分が非常に少ないというような状況です。例えば職員を大幅に削減とか、それこそ給料カットとか、かなりのことをやらない限りは、必ず市民サービスの低下ということになってしまいますので、そういったことも考えながら運営ということになりますと、まだちょっとかかるといったようなことで、何年度までというのはちょっと申し上げられないということでご了承いただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で平成18年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号から議案第48号までの平成18年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第48号までの平成18年度むつ市各会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布してあります予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

会議時間の延長

○議長（宮下順一郎） ここで本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○議長（宮下順一郎） ここで予算審査特別委員会正副委員長互選のため、3時50分まで暫時休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれまして予算審査特別委員会において、委員長に川端一義議員、副委員長に濱田栄子議員が選任されましたので、ご報告いたします。

報告第3号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第35 報告第3号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

議案質疑、委員会付託

○議長（宮下順一郎） 次は、先ほど中止しておりました議案第49号及び議案第50号の質疑を行います。

す。

議案第49号

○議長（宮下順一郎） まず、議案第49号 むつ市介護保険条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 質疑は、一つに絞りたいと思いますけれども、実はむつ市介護保険事業計画が2月10日にその策定委員会の最終会議でまとめられて、市長に提言されたということを伺っておりますが、以前私の一般質問に市長は、終わり次第議会に提示したいというお話でありました。今議会、私たちが明日から平成18年度の介護保険の事業予算なんかを審議するもとなりまして平成18年度から平成20年度までのその総体である事業計画が示されない段階では、審議に大きな支障が生じると思います。今議会で提案されております保険料の賦課につきましても、新聞等で市長発表がありまして、我々はその金額が決まったのを知ると非常に残念な経過をたどっておるわけでありまして、特に従来は旧むつ市、旧川内町、旧脇野沢村、そして旧大畑町とそれぞれが格差がありまして、今回はむつ地区と川内地区と脇野沢地区を統合して、38条1項1号に掲げるものは2,700円、標準になるものが5万4,000円という規定になるわけです。片や大畑地区の場合は、最低額が2万4,600円で標準が4万9,200円と、こういうぐあいになりまして、格差が出ているわけです。そういった格差が生じた理由もやはり介護保険事業計画が出ないと私は審議もできないという状況だと思います。そういった意味で、その介護保険事業計画をいつこの議会に提示されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

計画の公表ということでございますけれども、議員お話しのとおり、去る2月10日に最終の介護保険事業計画等策定委員会での審議の中で素案をご了承いただいております。ただ、現在その調整作業並びに修正作業等を行ってございまして、またさらには今定例会にご提案申し上げております、そしてご審議をお願いしておりますむつ市介護保険条例の改正、これを踏まえて最終的に計画の完成という運びになる予定でございます。したがって、今年度中には完成させたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 私は、3年間の計画というのできて、その目標に従って3年間でどういうようにするかということで保険料というのが議会で審議されるべきだと、基本的に逆ではないかと思うのです。私たちは、この介護保険が始まった旧脇野沢村の場合でも、計画段階でやっぱり議会と十分詰めをして、そのうえで当時の脇野沢村の村民の合意を得ながら私たちはその実施に踏み切った経過があります。これから3年間というものを格差があるまま、このままいくとすれば、では大畑地区に住所を移せば、その低い料金でおさまるのかということだって、これは声として出てくると思います。そういったことをどういうぐあいに調整するのですか、お伺いします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

先ほどもご説明しましたように、まだ素案ということでございまして、したがって介護保険料の第3期の計画の中での保険料の額がまだ決まっていない段階での計画の素案ということでござい

すので、その辺はきちんとした形で保険料が決まってから、あわせて計画の全体的な全体像をお示ししたいという考え方でございます。

そのほかに転居の話がございましたけれども、その辺につきましては、現在ご提案申し上げております介護保険条例の改正の中の附則の部分でその辺の定めはしてございますけれども、基本的には転居の部分はあくまでも4月1日現在での基準日ということになりますので、そういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 私は、介護保険は従来から変えて介護予防を7月1日から実施する、あるいは介護保険料の中でむつ市として特別におやりになる事業、そういったものも計画の中に織り込んで、そのうえで国の総体の、むつ市総体の事業費ができて、国で幾ら、そして第1号被保険者、第2号被保険者では幾らというような形で保険料が設定されると思うのです。その骨格がわからないということは、この金額を決定することだってできないのではないかと私は思うのです。私は、ちょっとおかしいと思います、その線は。ですから、できるだけ早い時期に作業をして出していただきたいと私は思いますが、いかがですか。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

先ほども申し上げましたけれども、一応現在介護保険条例の改正ということで保険料の第3期の計画の中での保険料の額の定めをご審議をお願いしている段階でございますので、それを踏まえて全体像の計画ができ上がると、このように私ども認識してございますので、ご理解をいただきたいと、このように存じます。

以上です。

○18番（柴田峯生） 議長、終わりますけれども、

これはおかしいと思います。第1号被保険者が17%というと、根幹になる金額が示されて初めて17%というのが算定されるわけです。それをやらないというのはおかしいと思います。

終わります。

○議長（宮下順一郎） これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

次に、21番横垣成年議員。

（21番 横垣成年議員登壇）

○21番（横垣成年） 議案第49号について、2点ほどお尋ねさせていただきます。

この介護保険料というのは、全くの掛け捨てでありまして、一般市民から大変不満の多い制度となっております。まず、今回平成18年4月1日から値上げということで、市民への影響についてお聞きしたいと思います。

1市2制度をとるということで、大畑地区の場合は標準額は大体1カ月2,800円から4,100円になるのですか。むつ地区の場合は3,900円が4,500円と600円値上げということであります。この大畑地区では大体総額どのくらいの市民負担になって、それ以外はどのくらいの市民負担となるのかということですか。

次ですが、この介護保険料のこういう値上げが行われたことによって、他の税への連動というのはあるのかどうか、この2点よろしくお願ひします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

2点ほどのお尋ねでございますけれども、まず市民への影響ということでございますが、当然保険料を値上げという状況でございますので、影響は出てまいるといことになります。ただ、サービスもそれなりに現在大分拡充、充実されてきてございますので、サービスに見合ったご負担をお願いするという考え方でございます。影響額とい

うことですが、これは第3期の事業計画の部分での3年間分の合計ということで申し上げますけれども、大畑地区の場合で約3億4,300万円、それからそれ以外の地区では17億4,000万円、これは3年間になります。したがって、これを年平均にしますと、大畑地区では1億1,400万円、その他の地区では5億8,000万円という額になります。

それから、もう一つですけれども、他の税への連動ということでございますが、税への連動ということでは、逆に税の方から保険料への連動、影響が懸念されてございます。これは、税制改正で高齢者の非課税限度額が廃止ということになりまして、それに伴う影響分が出てまいります。ただこれにつきましては、平成18年度、平成19年度の2年間にわたりまして、急激な保険料の上昇を抑えるということで激変緩和措置がとられるということになってございます。これにつきましても、ただ今回ご提案申し上げております保険条例の改正の附則の部分で、その部分を保険料を定めてございます。

また、さらに今回の税の絡み、保険料の関係なのですけれども、平成17年度までは保険料率を5段階に設定してございましたけれども、これが低所得者対策ということで平成18年度からは国に準じまして、6段階方式を採用する予定でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） この値上げの影響というのが大畑地区が1億1,000万円、それ以外が5億8,000万円ということで、合わせればむつ市民の懐から6億9,000万円年間徴収するということで、これも大変景気に及ぼす影響は大きくなるかと思えます。最後の方で低所得者に配慮したというのでありますが、配慮したというか、底上げがさ

れておるのです。一番低い人で、年間ですけれども、2万3,400円が、むつ地区でありますと2万7,000円ということで、これでどこが低所得者に対する配慮になったのかなと大変疑問を感じざるを得ません。その点再度、結局値上げになっているわけであって、低所得者に対する配慮という点ではちょっと疑問が残るものになっておりますが、そこを再度答弁お願いします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

低所得者対策ということでは、先ほど申し上げましたように、5段階方式を6段階に国の方式に準じて行うということと、もう一つは税制改正に伴いまして、高齢者の非課税限度額が廃止されることによって、税制改正がなければ第1段階あるいは第2段階、第3段階に該当されることが、この税制改正に伴いまして第4段階になったという方等について、2年間にわたって段階的にその負担割合を定めて軽減措置を図るということでございます。また、同じく5段階の方についても第1から第4段階の方たちがそれぞれ税制改正で第5に上がった方については、段階的に2年間で緩和措置を図るという考え方でございます。

それと、補足しますけれども、先ほどの大畑地区とその他の地区の保険料の改定に伴う保険料の試算ということでの額については、あくまでも年間の入るべき保険料ということでご理解をいただきたいと存じます。結局値上げしたことに伴う増収ということではございませんので、トータルでの額ということでご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（横垣成年） 今保健福祉部長から、最後数字の訂正の発言があったのですが、ちょっと私も誤解いたしました。そうすると、これは総額であ

りまして、結局値上げの負担増の分がこれでは見えないので、そこを今答弁できるのであれば答弁してもらいたいし、もし今用意していないのであれば、後で答弁してもらいたいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 値上げに伴う増収といいますが、増分は約1億円というふうに見込んでございます。総体です。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、教育民生常任委員会に付託いたします。

議案第50号

○議長（宮下順一郎） 次に、議案第50号 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更について、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月8日は常任委員会、予算審査特別委員会のため、3月9日は予算審査特別委員会のため、3月10日と13日は議事整理の

ため、また3月14日は予算審査特別委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、明3月8日は常任委員会、予算審査特別委員会のため、3月9日は予算審査特別委員会のため、3月10日と13日は議事整理のため、また3月14日は予算審査特別委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、3月11日と12日は休日のため休会とし、3月15日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 4時10分 散会

